

9月19日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時59分開議）

○議長（湯之原一郎君） 会議は、お手元に配付しております日程により議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君）

日程第1、議案第58号 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

日程第2、議案第59号 始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

日程第3、議案第60号 始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

日程第4、議案第61号 始良市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件

日程第5、議案第62号 始良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件

日程第6、議案第63号 始良市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件

日程第7、議案第64号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件

日程第8、議案第71号 財産の取得に関する件

日程第9、議案第65号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件

日程第10、議案第66号 始良市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第11、議案第67号 始良市福祉事務所設置条例の一部を形成する条例の件

日程第12、議案第68号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件

日程第13、議案第69号 財産の取得に関する件

及び

日程第14、議案第70号 財産の取得に関する件

までの14案件を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） これらの案件については、9月5日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、6名の議員から質疑の通告がされております。順次発言を許します。

まず、13番、渡邊理慧議員の質疑を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第60号 始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件についてお尋ねいたします。

要旨1、指定教育・保育施設の運営に関する基準、特定地域型保育事業の運営に関する基準において、市があっせん及び要請に対し、できる限り協力することとありますが、どのようなことでしょうか。

要旨2、新制度の保育料はどのように変わるのでしょうか。これまでの基準との違いをお示してください。

議案第62号 始良市指定介護予防支援策等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件についてお尋ねいたします。今回の制定はどのように変わるのでしょうか。これまでの基準との違いをお示してください。

○市長（笹山義弘君） 渡邊議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第60号 始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件の1点目のご質疑にお答えいたします。

第7条及び第40条の規定は、市が保育事業者に保育認定をした子どもの利用についての要請を行った場合に保育事業者はできる限り受け入れの協力をすることを求めているものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

新制度による保育料については、保護者負担金の算定基礎額が所得税額から市県民税額に変更されることとなります。国が定めている所得階層区分による費用徴収基準額については、現在のところ確定しておりませんが、現行の基準と大きな差異はないとされております。

次に、議案第62号 始良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件のご質疑にお答えいたします。

従来、指定介護予防支援にかかる従業者の基準及び員数等については、介護保険関係法令に基づき定められておりましたが、いわゆる第3次地方分権一括法に伴い、介護保険法が改正され、それらの基準等について条例で定めることとされたため、制定するものであります。市においては、厚生労働省令に規定された基準とほぼ同様の基準を条例化していることから、従来と比較しても大きな改正箇所はないと考えております。

以上、お答えいたします。

○13番（渡邊理慧君） 議案第60号の要旨1について再質疑いたします。

あっせんすることにより希望する施設に入所できるのでしょうか。

次に、要旨2ですが、参考資料によりますと、利用者負担額等の受領において規定内容に上乗せ徴収や実費徴収をすることができるとありますが、上乗せ徴収について市は関与できるのでしょうか。

議案第62号についてですが、ほぼ同様の基準を条例化しているというご答弁ですが、地域支援事業に変わっても、要支援1、2の方々は引き続き必要なサービスを受けられるのでしょうか。

○福祉部長（脇田満穂君） まず、希望する保育施設に入所できるかというご質問でございました。

その案件につきましては、待機児童がまずは一番根本の問題でございまして、現在本市におきましては待機児童が発生しております。今回のこの子ども・子育て支援の制度が、平準化といいましよう

か、軌道に乗ったときには待機児童が少ないと、もうほぼゼロになるような形で事業を進めてまいります。その中で、どうしても希望されるところに空きがなかった場合、そこにつきましては場合によっては本人の保護者また児童に対して市としてもあつせん、それから調整は行うものでありますけれども、場合によってはお待ちいただく可能性が出てくる可能性があるかもしれません。

それから、あと2点目の上乗せの件についてお答えをいたします。

上乗せ徴収については、それぞれの保育事業者が施設のほうで保護者に対して説明契約をなされるものでございますので、市としては現段階で関与するという事は考えておりません。

以上でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 介護保険の関係でございます。

要支援1、2の方が今後も必要なサービスを受けられるかというご質問でございます。

3年間の経過措置がございますので、その間は現在のサービスをそのまま継続できると。そして、以降につきましては同様なサービスで継続ができるものというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 議案第60号の要旨1のあつせんの件についてですが、場合によっては待機児童になるということでしょうか。

○福祉部長（脇田満穂君） 今、申し上げましたようにできるだけ保護者が希望されるところに入れればベストでございます。ただ、その近隣の、もしくは通勤の途中でとか、そのようなあつせんというのはさせていただきたいと思っております。現在もそれは進めております。それ以上を望まれば、やむなく待機になる可能性があるということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで渡邊議員の質疑を終わります。

次に、19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） 議案第58号 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件で質疑いたします。

第11条に家庭的保育事業者等は乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしてはならないとあります。これは、どういう意味でしょうか。

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業は全て認可が必要かどうか。必要な場合、それを届け出しない場合の罰則はどうか、お伺いします。

続きまして、議案第64号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件に、「前項各号に掲げる職員が復職・復帰し、（省略）1年を超えない期間に限り定数に含まない。」とあるが、この教育研修にかかる職員は復帰後、即戦力として十分な働きが期待される場所であるにもかかわらず定数に含まれないのはなぜでしょうか。

以上、質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第58号 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件のご質疑にお答えいたします。

第11条については、利用乳幼児の平等な取り扱いを規定したものであり、保育料においても保護者の負担状況にかかわらず平等に保育することを求めているものであります。

また、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の全ての事業において、この条例の規定に基づく給付費を受給するためには、市の認可を受ける必要があります。したがって、基準を満たした施設について認可をすることになりますので、罰則の規定は設けておりません。

しかしながら、認可を受けた後に基準を満たさない状況が発生したときには、指導を行い、指導に従わない場合には認可の取り消しに至るものと考えております。

次に、議案第64号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件のご質疑にお答えをいたします。

新規に採用された消防職員は、県消防学校において6か月間の初任科教育を受け、さまざまな知識と技能を身につけ、精神的にも大きく成長して卒業してまいります。しかしながら、あくまでも基礎的かつ基本的な課程を修了しただけであることから、即戦力までには至りません。そのため、火災現場等において迅速かつ適切に対応できるようになるには、その特殊性や専門性からもさらなる訓練や実務経験を重ね、実践的な技能や知識を身につけていく必要があると考えております。当該職員を定数外とすることにより、その期間中に各種の専門的あるいは実践的な技能等を身につける研修の受講機会を確保することが可能となり、人材育成及び定数の枠内での有効な人材活用並びに円滑な人事管理を行えるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○19番（吉村賢一君） 第11条について伺います。

この費用は、保護者が結局負担しない場合が状況によってはあり得ると、そういった場合の費用負担というのはどこがどういう会計処理を行っているか、お伺いします。

続けて、64号よろしいですか。

○議長（湯之原一郎君） 続けてください。

○19番（吉村賢一君） この場合、初任科教育期間中の職員及び救急救命士養成にかかる研修中の職員が対象になってますが、この救急救命士の場合ですと、非常にある程度中堅の方、職員としては経験を積まれた方がなるんじゃないかな。いわゆるこの養成講座に行かれるんじゃないかと。そうした場合は、この方については1年未満の当該職員に含まないという規定は適用する必要はないと思いますが、いかがですか。

それともう一つ、実は始良市職員定数条例、この一部を改正する条例の件ということで、ホームページで調べましたら、22年3月23日、条例第25号がホームページには掲載されておりました。私もホームページを頼りにちょっと調べたんですが、そうしますとちょっと今回の条例の訂正の間に、もう一つ条例改正があったことに気づいたわけなんですが、ただこれは派生的な発言になるかもしれませんが

けど、こういうふうな条例改正等があった場合、ホームページでそれを公開するとすれば、大体その条例改正があつてから何か月以内に公開するような目標で処置されているか、あわせて質問させていただきます。

○福祉部長（脇田満穂君） 家庭的保育事業の第11条の未納になった場合の現在の会計処理ということでの質問でございました。

現在、この家庭的保育事業につきましては、ございませんので、現在のところ未納になっているというケースはございません。

以上でございます。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

救急救命士の養成についてのお尋ねですが、議員仰せのとおり救急救命士につきましては初任科の学生とはまた違う時期において研修に行きます。しかし、その研修を終えて現場に復帰いたしますが、またその後いろいろな実習があります。現場での実習、そしてまた病院での実習、そしてそれ以外にまた医療機関で特別な研修、そういったものがありますので、そういったところを定数外として認めていただきたいということでもあります。

それから、この条文の中に第4条、この中に次に掲げる職員は定数外とすることができるというくだりがございますので、そういったところで柔軟に対応ができるのではないかというふうに思っております。

それから、条例改正の件につきましては総務部のほうでお答えいたします。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

今、条例改正の関係、ホームページにアップするまでの期間ということでご質疑いただいたんですけども、担当課長のほうで答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務課長の松元と申します。よろしく願いいたします。

ご質問の件でございますけれども、確かに条例改正を1回行っております。この改正につきましては、26年の8月1日にホームページ上に掲載しております。確かにちょっと期間的におくれた部分もございますので、今後事務処理上は速やかに対応するような形でのアップを目指したいと思えます。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで吉村議員の質疑を終わります。

次に、23番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） 私は、2件ほど質問を申し上げます。

議案第58号 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件で質問いたします。

平成24年8月22日、法律の一部改正に伴う事業であるが、改正前の保育事業の実態と改正後の保育事業内容はどのように変わるのか、問います。

また、現在市内に対象事業所が何か所で、何人の対象者が入所され、職員等は何人で、基準どおりであるのか、事業推進の国からの補助金措置はどのように変わるのか。

2つ目は、議案第68号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件でございます。

本条例は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国等の自立支援に関する法律」の一部改正で、「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の」を加え、題名の改正がなされたことから条例で引用されている部分を一部改正する案件であるが、改正前における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援でこれまで何世帯、何人の邦人等が入居しているのか、国ごとに詳細に問います。

また、特定配偶者の取り扱いとなる方は市内に何人居住しており、どのような取り扱いとなっているのかをお尋ねいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質問につきましては、副市長がお応えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第58号 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件のご質疑にお答えいたします。

今回の子ども・子育て支援新制度の主なものは、給付の実施主体である市町村が認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設に共通の給付を行う施設型給付と、家庭的保育事業等の地域型保育事業に給付を行う地域型保育給付を、その申請に基づき各施設事業の類型に従い、市町村事業計画に定めた利用定員の中で給付の対象となることを確認し、給付するものであります。

また、県の認可であります従来の利用定員20人以上の認可保育所の枠組みに加え、市町村の認可事業として6人から19人までの小規模保育事業、5人以下の家庭的保育事業、1人を対象とする保育が必要なものの、家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、自社従業者の子どもに限らず地域の子どもを受け入れる場合の事業所内保育事業の4つの類型の地域型保育事業を新たに設けることになりました。

対象事業所数と入所児童数については、本年4月1日現在、公立保育所が5か所で299人、認可保育所が14か所で1,198人、事業所内保育所が6か所で88人、認可外保育所が7か所で131人、公立幼稚園が5か所で350人、認可幼稚園が5か所で564人です。

私立の施設が新制度による給付を受けるか否かは、各施設の判断に委ねられ、給付を受けるためには条例で規定する基準を満たす必要があります。

また、職員等についても、給付を受けるためには条例に規定する基準を満たす必要があります。国からの補助金については、具体的な内容は来年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、来年度の予算において確定するとされております。

次に、議案第68号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件のご質疑には、田口議員と堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

これまで市営住宅の入居者には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に該当した事例はありません。したがって、家賃や特定配偶者の事例も発生しておりません。今後につきましては、このような事例が発生した場合には条例の規定に基づき適正に対処してまいります。

以上、お答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） 2問質問いたしました。答弁も詳しくなされております。

その中で議案第58号につきましてお尋ねいたします。

るる答弁がなされておりますが、具体的にはどのようなものかということに入っていきたいと思っておりますが、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業の整備及び運営に関し、どのような基準が条例化したかと、それを具体的に、内容的にはどのようなものなのか。この家庭的保育事業というのはどのようなものなのか。それをお聞きいたしたいと思っております。

次に、議案第68号につきまして詳しく述べてございました。

これ、同僚議員の質問もあわせて行われておりますが、そこでお尋ねいたします。

議案第68号の2問目は、永住帰国後の中国在留邦人等の家賃はどのような取り扱いになっているかということは、現在のところそういう対応は答弁でなされております。

しかし、今後中国残留邦人等の帰国者の取り扱いはどのようにになっているかということをお尋ねいたしましても、条例の規定に基づき適正に対処していきますという形しか出ておりません。これがじゃあ本来の形として帰国者が出た場合、じゃあどのような方法で対処していくのか。具体的な例が出てきますので、即刻その場で判断しなければなりませんので、その分をどのようなお考えを持って条例の規定に基づき適正に対処してまいりますというお答えですが、どのような方法があるのかをお尋ねいたします。

○福祉部長（脇田満穂君） 今回の子ども・子育て支援の新制度の中で、新たにといいましょうか、市町村の認可事業として小規模保育事業、それから家庭的保育事業、あと居宅訪問型保育事業、あと事業所内保育事業の4つの類型の地域型保育事業にも新たに助成の制度ということになります。

その中で、家庭的な保育事業につきましてご質問でございました。家庭的保育事業とは、通称保育ママという表現でもあるかと思いますが、定員が5人以下でございます。主に満3歳未満の乳児、それから幼児を対象として家庭的保育者の居宅等で家庭的保育者による保育を行う事業でございます。

以上でございます。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今回の条例の改正につきましては、国の法律の題名が変わったということで、始良市の市営住宅条例並びに住宅規則等の中のこの法律の題名が変わるだけのことでありまして、これからどのようにするかということにつきましては市営住宅条例あるいは市営住宅規則に基づきまして対応するというところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 3問目に入りますが、先ほど答弁で家庭的保育事業というのが保育ママだと。5人以下の3歳未満乳幼児まで適用するというところでございましたが、こういう案件の内容におきましては現在どのような取り扱いを今までしていたのか。そして、病児保育的なものがどのような形に入っていくのか。そのあたりをお知らせください。

それと、68号の永住帰国後の中国残留邦人等、これは題名が変わっただけだとおっしゃいましたが、じゃあその前に題名が変わった途端にほかの質問等が出てくるわけですので、帰国後の取り扱いは本当にその場逃れの条例であるのかどうかを伺います。

○福祉部長（脇田満穂君） この保育ママの制度は、今回新しい制度と申し上げました。

現在、3歳前後を含めてそうですけれども、乳幼児につきましては公立の保育所また認可保育所等でお預かりをさせていただいております。

あと、2点目ですが、病児保育のお話がありました。

病児保育につきましては、本市におきましては今1施設でできております。始良地区にあるために、ほかのところでもというようなご要望がいくつかありますけれども、現在のところは1施設で進めさせていただいております。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今回の条例の改正の内容は、先ほどから申しますように、この市営住宅条例の第6条第1項の条文の、国の法律の題名の改正というだけでございまして、とくに条例の内容を変えるということではございません。

○議長（湯之原一郎君） これで湯川議員の質疑を終わります。

湯川議員と重複している質疑者が田口議員と堂森議員です。重複している項目について質疑はありませんか。田口議員ありませんか。

○8番（田口幸一君） なし。

○議長（湯之原一郎君） これで湯川議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、18番、森川和美議員の質疑を許します。

○18番（森川和美君） 議案第60号 始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について、3点ほど質疑を申し上げます。

まず、1点目、4ページの第6条、特定教育・保育施設は支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは正当な理由がなければこれを拒んではならないとありますが、正当な理由の判断は誰がどのような基準で行うのですか。

2番目、8ページ、第16条特定保育施設はみずからその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとありますが、その際は外部の者による評価を受けるとのことですが、外部選定者の人数や年齢等の基準はあるのでしょうか。

3点目、9ページの利用定員の遵守、第22条特定教育・保育施設は利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではないとありますが、その期間及び施設整備費用、保育士等々の対応はどのようになるのでしょうか。お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 森川議員のご質疑につきましては、副市長のほうでお応えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第60号 始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件の1点目のご質疑についてお答えいたします。

第6条に規定する正当な理由については、定員にあきがない場合に定員を上回る利用の申し込みが

あったとき、保護者負担金の滞納、保護者と施設との関係等が考えられ、市が判断することになります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

第16条第1項の規定は特定教育・保育施設がみずから評価を行いその改善に努めることを求めています。第2項の外部の者による評価については、外部選定者等の条件はなく、努力規定になっておりますので、今後詳細については国からの通知に基づき検討してまいります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

第22条は、利用定員の順守を求めているとともに、年度中に保育を必要とする児童の需要が増大したときの対応や災害、虐待等で緊急的に保育を必要とする事案への対応を規定したものであります。保育施設への要請は、各施設が対応可能な範囲で行うことになると考えておりますが、災害、虐待等で緊急的に保育を必要とする事案についてはそれぞれの事案により判断することになるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○18番（森川和美君） 2回しかあと質疑ができませんので、3項目まとめてあと2回ほど質疑をいたしたいと思いますが、まずこの第6条のところで保護者負担金の滞納、保護者と施設の関係等が考えられ、市が判断するという答弁でございますが、この保護者負担の滞納というのは、どの期間ぐらいが滞納というふうに規定してあるのでしょうか。

そして、保護者と施設との関係等が考えられるとございますけれども、どういった関係というふうに理解をすればよろしいですか。

それと、16条の点ですが、外部の選定者の条件はなく、努力規定になっており、今後詳細については国からの通知に基づき検討してまいりますということなんですが、このもろもろの規定というんですか、基準を3つに分けてありますよね。「従うべき基準」、「参酌すべき基準」、「国の示す基準」というふうになっておるんですが、ここらあたりはどのような判断基準にされるお考えなのか。

それと、保育施設の要請、各施設が対応可能な範囲で行うことになると考えておるということで、災害、虐待等で緊急的な保育を必要とする事案について云々でございますが、現在この施設において災害が発生したときに最も良好な対応ができる施設というのが求められていると思っておりますが、私が少しこの施設を見たときに、出口等に子どもたちを誘導するときにこれじゃ非常に大変だなという施設が見受けられるように感じるんですが、そこらあたりの現時点あるいはこれから条例を制定していく中でどのような対応されるようになっていっているのでしょうか。

○福祉部長（脇田満穂君） まず、第6条の保護者の滞納の関係でございます。

何か月程度と規定はあるかというご質問でございました。

既定自身は設けてはございません。ただ、現行でも1か月、それから2か月とおくれば滞納の通知をさせていただいておりますので、そのような形で今後も進めていきたいと考えております。

あと、保護者と施設との関係とのご質問がございました。

これにつきましては、やはり小さい子どもを預かっていただく以上は信頼関係が一番でございます。そういう意味もございまして、施設と、それからあと保護者の関係の中で信頼関係がちょっととれて

いないというような場合につきまして、検討するということになろうかと思えます。

あと、第16条の関係で「参酌すべき基準」等のお話でございました。

「従うべき基準」というのは、やはり国が示しておりますので、そのとおりにしたいと思っております。今回もそういう形で示させていただきました。あと、「参酌すべき基準」につきましては、本来市町村の判断で、ある程度、幅というものが認められております。

ただ、国の基準というのをどうしてもその中であるものですから、本市において特段これを入れることによってというような形の考えも一番本来は持てればいいんですけども、現在のところは「参酌すべき基準」の中でも国が示してる基準を踏襲させていただいているということになります。

あと、災害が発生したときの中で現在の施設が、例えばその施設自身の災害等のお話も、施設の形、その他本来その施設で災害があったときにもどうだろうかというようなお話だったろうと思っておりますが、今回こういう子ども・子育て支援の制度の中で、新たに認定こども園、それから私立の幼稚園から認定こども園に変わられる、そういう施設等が出てまいりますので、現在のところ、市のほうで回って安全確認その他というのはいたしておりませんけれども、今後はまたその辺も検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○18番（森川和美君） 6条の2項の1に、抽せん申し込みを受けた順序により決定する方法と、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考という2つの選考方法があるわけですが、ここらも設置者の裁量に委ねるといふうに理解してよろしいのでしょうか。

それと、この条例の5項目のところで、保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならないとありますが、この内容的に市の関与はどのような形で関与されるのでしょうか。

○福祉部長（脇田満穂君） まず1点目に、第6条の2の特定教育・保育施設の関係での選考のご質問だったと思えます。

これにつきましては、認定こども園と、それから幼稚園に限るということでございまして、認定こども園も短時間利用時、幼稚園に該当する部分でございまして、それぞれの保護者のほうで一応希望する施設を申し込みをします。その申し込みの中で、定数を超えた場合には抽せんとか、あと申し込みを受けた順番、それからあと理念それぞれに基づいた形で選考しなければならない、これにつきましてはそれぞれの施設において、選考方法というのは公募の時点で表記がなされるべきものというふうに考えております。

それから、第6条の5の関係でございまして、特定教育・保育施設は利用申込者にかかるということなので、適切な措置を講じなければ、もちろんそれぞれの施設につきましては市と密接に連絡をとっていただき、そのような中で他の施設に移していただいたほうが、利用者、もしくは施設として良好であろうというような判断につきましては、市のほうで判断をさせていただきたい。もちろん、第一義は、先ほど申し上げましたけれども、預かっていただいている子ども並びに保護者のご意向というのが第一義だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで森川議員の質疑を終わります。

次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第63号 始良市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件、第2条（1）（2）で、消防長はこの条例にマッチしているのか、それとも資格が違うのか。第3条、消防署長の資格は現在と違うので条例を定めるのか、説明を求めます。

議案第64号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例、90人を100人に改めることにより、人件費はどのようになるのか、10人増はどの部署に配置するのか。

議案第68号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件……

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、68号は重複質問で、先ほど終わっております。

○8番（田口幸一君） 失礼しました。議案第71号、随意契約となった根拠は何か、予定価格は幾らか、取得価格は2億2,866万5,472円となっているが、最後の2円はどうか。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第63号 消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件の1点目と2点目のご質疑につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

本件は、いわゆる第3次地方分権一括法により消防組織法が改正され、消防長及び消防署長の資格については市町村の条例で定めることとなったため、制定するものであります。

また、現在の消防長及び消防署長の資格については、廃止前の市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令に基づくものであり、本条例に規定する資格基準は基本的に差異はないものと認識しており、本市の組織体制に合わせた規定としております。

次に、議案第64号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件のご質疑については、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

まず、人件費についてであります。単年度において10人を採用するのではなく、今後、消防職員の採用計画に合わせて、毎年2名程度の増員を基本として採用していくこととしております。

なお、人件費については、採用計画を考慮しながら、毎年度の当初予算に計上することとしております。

次に、職員配置の件についてであります。始良・蒲生の両分遣所の職員の増員を図ることとしております。あわせて、国の大規模災害等における緊急消防援助隊の人員確保のために、中央消防署の職員の増員を図ることとしております。

次に、議案第71号 財産の取得に関する件のご質疑についてお答えいたします。

本件は、平成24年第3回定例会において、山田地区市営住宅用地取得事業として始良市土地開発公社に業務委託し、公社が取得した用地を後年度市が取得するための債務負担行為として設定したものであります。

今回、市土地開発公社の事業完了に伴い買い戻しを行うもので、買い戻し価格は用地費のほか造成

費、管理経費を加算した合計額として算定しております。

以上、お答えいたします。

○8番（田口幸一君） それでは、議案第63号について再質疑を行います。

消防局、消防本部、一部事務組合の資格は、同じ取り扱いになるのか。これは、例を挙げますと、霧島市消防局、始良市消防本部、伊佐湧水消防組合がこのようになっていると考えます。

次に、議案第64号、3点質疑をいたします。

10人を増員するのに何年かかるか、これは答弁の中で2人ずつということでしたから、5年かかるということですね。これは答弁は要りません。

2点目、1人の人件費は年額幾らで、総額は幾らになるのか。

それから、今も人事交流が行われておりますよね、消防本部と市長部局の。今後、市長部局と消防本部との人事交流はどのようになるのか。若い職員の方が10人も採用されるわけですから、やがていろんな条件で人事の交流も行われると思うんですが、いかがでしょうか。

それから、議案第71号、これはこの答弁でよく理解できますが、私が通告しております取得価格は2億2,866万5,472円となっているが、最後の2円はどうしてかと。普通、1円とか2円とか3円とか、そういうような契約はなされないとと思うんですが、これは最後5,472円ということですが、このことについてその根拠、どのような状況だったか、答弁ください。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

まず、議案第63号の1点目の質問にお答えいたします。

近隣の消防本部との資格の取り扱いについては差異があるのかというようなお尋ねですが、まず本条例を定める際は、もとなる政令、これを参酌することというふうになっております。そのため、考え方、取り扱い方、こういったものについては同じものになるというふうを考えております。

しかし、各自治体の実情に応じた条例となるというふうになっておりますので、詳細な部分で若干異なる部分が出てくるのではないかとというふうを考えております。

それから、議案第64号の人件費についてのお尋ねですが、あくまでも概算ですが、1人当たり300万円ほどを考えております。最終的に10名増員になった場合、約3,000万というふうを考えております。

64号の2点目の人事交流に関しましては、総務部のほうでお答えいたします。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

まずはじめに、71号のほうから答弁させていただきます。

円単位という端数が出た理由ということでお尋ねなんですけれども、ちょうど副市長の答弁書のとおりでございますけれども、買い戻し価格の合計額というのは、用地費のほかに造成費、それから管理経費ということですのでしております。この管理経費というのが、中を具体的に申し上げますと、関連費ということで、収入印紙とか、測量設計関係、それからこれには金利も含まれております。

そして、総体の中で、今度は開発公社の中でありましてけれども、一般管理費ということで、例えば3,000万までは7%、それから3,000万から1億については6%、それから1億から2億までの範囲は5%、それから2億を超える場合は4%という金利を加算した形の中で事務費の計算等を行っております。

ますので、この分を合計しますと、そういう端数が出るということでご理解いただければと思います。
それから、人事交流の件につきましては、担当課長のほうで答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務課の松元と申します。

人事交流のお尋ねの件につきましては、現在の消防職員の年齢構成、また今後の組織体制を考える中では、消防職員の一般行政職員の登用、また事務経験、研修を踏まえた上での管理職登用など、円滑な消防行政運営を行うという意味で、議員仰せのとおり、今後、検討していかなければならないというふうに課題として認識しているところでございます。
以上です。

○8番（田口幸一君） よくわかりました。確認いたします。

議案第63号は、国の政令から都道府県、市町村の条例に変わったと、そういうことですね。
それから、今、総務課長が答弁してくださいました人事交流の件ですよ。現在は、始良市においては幹部、次長以上、消防長はこっちに1年間、総務部次長、危機管理監で1年おられて、今度、最高の消防長に行かれたわけですよ。だから、今後は今言われた若い職員10人がふえると、100人になると、5年後にですね。ですから、霧島市消防局においては、若い40代の職員も市長部局に来ておられるということ聞いたんです。実際、名前は挙げませんが、そういうようなことです。
確認ですけど、答弁ができれば、今後はどのようにするのか、そういう若い職員も含めて答弁ください。

○総務部総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

今後の先ほど申し上げましたように、消防職員の年齢構成というのもございますので、それを見ながら、確かに40代、若い職員の消防の組織の中にも消防総務的な部分もございます。一般行政職が消防職というのはなかなか訓練を伴うと思いますが、行政職の中では若い職員を登用しながら人事交流を図って、スキルをお互いに上げていくというのは当然考えられることだとは思っておりますが、まだ具体的には検討の段階でございます。
以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

田口議員と重複している質疑者が堂森議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○5番（堂森忠夫君） 1点だけお尋ねします。

議案第64号において、条例の中に研修期間中は定数の中に入れなくなっておるんですけども、その期間中の待遇や所属はどこになるのでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

定数外についてのお尋ねであります。期間につきましては1年以内という期間でございます。待遇につきましては、定数の職員、これと同等であります。所属につきましては、消防本部の総務課づけを考えております。

以上でございます。

○5番（堂森忠夫君） あと一点だけ、警察の場合、警察学校に入って、厳しくてついていけないと、やめていく人もおる。消防もちょっと厳しい訓練に耐えられないと、やめていくとか、そういうことを考えての研修期間とかいうのを考えているのでしょうか。全然、入ったらその人はずっと続くという考え方なんでしょうかね。その辺について、やめていくことを想定してのことはしていないのか、それだけ。

○消防長（岩爪 隆君） 職員の採用に関しましては、採用試験等で一般行政の職員とはまた別に体力試験とか、そういった特別な試験の枠を設けて採用試験を行っております。それに伴いまして、現在まで半年間の研修期間内に退職した職員は今までいないというふうに思っております。ということよろしいでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員との重複項目の質疑を終わります。
次に、5番、堂森忠夫議員の質疑を許します。

○5番（堂森忠夫君） 議案第69号 財産の取得に関する件は、常備消防において水槽つき消防ポンプ自動車1台を取得し、処分する内容だが、取得後の配置と処分内容を示せ。

議案第70号 財産の取得に関する件は、非常備消防において消防ポンプ自動車2台を取得し、処分する内容だが、取得後の配置と処分内容を示せ。

議案第71号 財産取得の目的は、山田地区市営住宅地の取得となっているが、取得後の市営住宅建設計画の内容を示せ。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堂森議員のご質疑につきましては、副市長のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第69号 財産の取得に関する件のご質疑にお答えいたします。

水槽つき消防ポンプ自動車の配備先は、蒲生分遣所であります。また、処分については、落札業者に廃車等の手続から解体処分までを依頼する予定であります。

次に、議案第70号 財産の取得に関する件のご質疑にお答えいたします。

消防ポンプ自動車2台の配備先は、それぞれ蒲生分団と上場分団漆部であります。また、処分については、落札業者に廃車等の手続から解体処分までを依頼する予定であります。

次に、議案第71号 財産の取得に関する件のご質疑にお答えいたします。

山田地区市営住宅用地取得後の市営住宅建設計画については、全体計画を60戸としており、本年度は借り上げ型の手法により30戸を整備する予定であります。その後の計画については、今回整備する住宅の入居状況を考慮して、整備する時期や戸数を検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○5番（堂森忠夫君） 2回目の質問をいたしますが、議案69号と70号は私が質問した内容が一緒です

ので、一緒に質問にしたいと思います。

ここで、なぜこれを取り上げたかという、非常に消防車を買いかえる、これは時代が変わってきますので、その性能に合ったものを取り入れていかないといけませんので、買いかえをしていかないといけない。ですけど、全て税金で購入したものですので、もうちょっと有効活用できないかなと、もったいないんじゃないか、廃車するということですのでですね。

だから、今、現状を見ると、消防団員はだんだんと入る人が少なくなっている。少子高齢化で、日本の経済もいろんな今まで設備を持っている民間企業、設備も中には火災を起こすようなそういった企業もあるわけですね、ガスが発生したりとか。そういったところに払い下げることによって、その会社で消防意識が高まる。そしてまた、その会社の中で自営消防団をつくって訓練をするとか、そういったふうにいけば、消防車の出動回数も減るのではないかなと。

だから、もうちょっと有効活用していただきたいという思いで、今回、質疑で上げているわけでございまして、もちろん業者に落札させるのはいいですよ。その後、廃車等の手続から解体するまで依頼する、解体処分はもったいないな、もうちょっと国民の税金を生かしていただきたいなということで上げましたが、始良市でも最近大きな企業があるわけですよ。そういったところに消防車を企業が購入して配備することによって意識が高まるという、そういったふうに私は捉えているんですが、そういった利用道は考えられなかったのでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

廃車の処分の件についてのお尋ねであります。以前は廃車といいますか、更新時期が来て買いかえをした救急車とか、そういった車両の再利用、入札を行いまして、業者に払い下げたことは以前はございました。

今回、なぜこういう答弁になったかと申しますと、国のほうから消防車両等の適切な管理と処分というような文書が参りまして、今、消防車両等の緊急車両、こういった車両を悪用するケースが頻繁に出てきたというようなことで、払い下げをした車両等は完全に廃車処分手続、こういったものを経て完全に処分をするようにというような文書が参っておりますので、その文書に従いまして、今回も処分をする予定でございます。そういったことで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○5番（堂森忠夫君） 我々地方は国の検討の中によって運営しなきゃならないわけですが、やっぱり市民から見るともったいない。もうちょっと生かす方法がある。逆に、国からそういうふうに来るのであれば、逆に下から上に上げればどうですか。

それがいろいろと悪用される、当然それも想定されると思います。いろんなところで、外国ではテロも起こっていますので、それは想定できます。だけど、まじめにそれを有効活用しようという人たちもいらっしゃるわけです。どちらをとるかということですよ。国民の税金を使ったのをまだ有効活用し、育てていかないとならないわけです。

そうしたら、法の整備をすればいいんじゃないでしょうか。県の条例を整えればいいんでしょう。そして、ちゃんとそれを悪用した者は取り締まればいいじゃないですか。そういうのを下から上に上げれば、有効活用できると思いますよ。

外国では、いろんなそれはテロでやっているところもあるでしょうけれども、だけど日本の電車、

使われたのがインドネシアで使われているわけです。やっぱりそれも国際貢献になるわけですよ。利害関係にあるところは、それは解体してもらったほうがいいでしょう。だけど、全て有効活用することによって、社会貢献にもつながっていく。だから、それには法の整備を下から上げてくださいと、私はそのように思いますが、そういったことはできないのでしょうか。

それと、質問の回数が限られておりますので、議案71号、今回30戸つくと、その後には様子を見ながらするというふうに聞こえるんですが、今、民間企業は工事にかかった時点から募集を始めますよ。そして、ある程度足場がかかっているのに、入居者満員御礼とかいう札も立っています。

だから、今度、議会を通ったら、そういった募集を積極的にかけて、早く満タンにする。そしてまた、マンションの管理とか、今は指定管理者とがありますけど、これができた場合はマンションの入居者の管理は指定管理者に任せるのでしょうか、どういうふうになさるのでしょうか、そこだけお尋ねいたします。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

廃車の件でお尋ねですが、今回、議案第69号の水槽つき消防ポンプ自動車、この車両が平成8年式であります。約18年間経過をしております。それから、議案第70号の消防ポンプ自動車2台、これにつきましては漆部の車両が平成1年式で25年経過しております。そして、蒲生分団の車両、これが昭和61年式で27年経過をしております。以上のようなことで、経過年数も相当たっておりますので、これを再利用となると、またちょっと問題も出てくるのかなという感じもいたします。

有効利用につきましては、国の文書を参考にしながら、有効に利用できるところはまた今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 堂森議員、ただいまの質疑ですけれども、債務負担行為の質疑をしていらっしゃるのに、議題外となりますので。

これで、堂森議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第58号から日程第14、議案第70号までの一括質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、さきに配付しました議案処理一覧に沿って処理します。

日程第1、議案第58号 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件から日程第8、議案第71号 財産の取得に関する件までの8件につきましては、さきに配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第9、議案第65号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件から、日程第14、議案第70号 財産の取得に関する件までの6案件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第65号から日程第14、議案第70号までの6案件は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第9、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。したがって、議案第65号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第10、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。したがって、議案第66号 始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第11、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第67号 始良市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第12、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第68号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第13、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。
本件を可決することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第69号 財産の取得に関する件は可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第14、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。
本件を可決することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第70号 財産の取得に関する件は可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第15、議案第72号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）

及び

日程第16、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）
の2案件を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） これらの案件については、9月5日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、5名の議員から質疑の通告がされております。順次発言を許します。

まず、13番、渡邊理慧議員の質疑を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第72号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）についてお尋ねいたします。

29ページの年金生活者支援給付金制度の国民年金システム改修委託料69万2,000円が計上されておりますが、制度はどのように変わのでしょうか。

49ページのスーパーサイエンス総合推進事業とありますが、どのような内容か、お尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） 渡邊議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、2点目のご質疑につきましては、教育委員会がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第72号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）の1点目のご質疑にお答えいたします。

今回の補正は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき、給付金を支給するにあたり、国に対し所得情報を提供することとなるため、国民年金システムの改修にかかる経費を計上したものであります。

年金生活者支援給付金制度については、現行の年金制度において、低年金者が存在するという指摘を踏まえ、社会保障・税一体改革の三党合意に基づき、低所得の年金受給者に対して支給するものであり、平成27年10月からの施行が予定されております。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第72号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）の2点目のご質疑については、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

スーパーサイエンス総合推進事業は、児童生徒の科学への興味・関心を高め、科学的な見方や考え方を高めることを狙いとしている事業であり、本市の小中学生の理数教育振興を目的とした中山教育振興基金を活用しております。

本事業は、サイエンスリーダー養成講座、サイエンスアイランド、サイエンススクールモデル実践研究事業、理科実験法研修会の4つの内容で構成しております。

サイエンスリーダー養成講座は、中高校生を対象として、天文学、地質学、発酵学などについて、探究的な学習を行う講座であります。

サイエンススクールモデル実践研究事業は、柁城小及び重富小を実践研究指定校として、理科好きな子どもを育てる研究を行うものであります。

理科実験法研修会は、県総合教育センターから講師を招き、小中学校の教職員を対象に、理科の実験法や指導方法の研修を行うものであります。

今回、補正予算に計上しましたサイエンスアイランドについてであります。多くのテレビ番組にも出演されている米村でんじろう氏を講師として、米村でんじろうサイエンスプロダクションと講師派遣委託契約を結び、市内の小中学生を対象に、科学に興味・関心を抱いてもらうために、科学実験教室実演にかかる講師派遣委託料であります。本年11月30日に、始良公民館において、75分間の科学実験教室を2回行うための契約を予定しているところであります。

委託料の内容としましては、米村でんじろう氏、実験助手及びスタッフ10名の出演料、東京からの交通費、宿泊費、科学実験教室の企画・構成費、実験機材の輸送料等を含めて300万円、音響・照明等の専門的な業務を依頼するための費用として25万円計上しております。

以上、お答えいたします。

○13番（渡邊理慧君） スーパーサイエンス総合推進事業のほうですが、理数教育振興を高めるための事業のようですが、本市の理科の学力はどのような状況にあるのでしょうか。

また、この科学実験教室は小中学生を対象になっていますが、これは希望者になるのでしょうか、対象人数は何名を予定しているのでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

理科好きの子どもたちを育成するという目的で進めているわけですが、サイエンスリーダー

の対象人数は、中学生、高校生を対象としておりまして、約30名ほどの希望を募っているところでございます。

理科の学力のことについてですけれども、始良市の小学生、中学生の理科の結果については、県及びあるいは全国と比較いたしましても、大体平均よりも上回っている状況でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで渡邊議員の質疑を終わります。

渡邊議員と重複している質疑者が吉村議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○19番（吉村賢一君） 今、ここに柁城小及び重富小を実践研究指定校として選ばれているわけなんです。この基準というのは手を挙げてもらって決まったのか、あるいは何らかの別の基準で決められたのか、教えてください。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 2校とも理科のことについて熱心な子どもたちが多いし、またそのような子どもたちを育てたいということで、強く希望されたものでございます。

柁城小学校では、リトルサイエンティスト、小さな科学者を育成するという事業、それから重富小では、自然に触れ、自然を大切にする子どもの育成ということで、企画書も詳しいものを提出されて、そのように採用されたものでございます。

以上です。

○19番（吉村賢一君） 今のお話ですと、結局、学校からそういう提案があって、提案というか、プロポーザルみたいなものがあるって、それを判定して選んだという解釈でよろしいんですか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（湯之原一郎君） これで渡邊議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） では、質問させていただきます。

議案第72号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）、5ページの地方債補正、三叉コミュニティ温泉施設整備事業430万円の増加の理由はなぜか、それから金利は何%を見込んでいますか。

続きまして、議案第72号 平成26年度始良市一般会計補正予算、19ページ、総務管理費の一般管理費の中に給料手当が1,876万2,000円、大きな増額で上げられていますが、これは何でしょうか。

同じく21ページ、自治会集会施設等整備補助金はどこを予定していますか。

28ページ、社会福祉総務費、給料手当等で1,342万1,000円の増額になっています。これは何でしょうか。

31ページ、児童福祉施設費、給料手当等で1,721万円の増額だが、これは何でしょうか。

48ページ、災害対策費、白浜地区緊急避難場所の面積や沖出しなどのおよその規模はどのくらいを考えていますか。

以上です。（「議長、休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

すいません、ちょっと私がふなれなもので、ただいまの動議は賛否を問わなければいけなかったのをちょっと忘れておりました。申しわけないです。休憩動議でした。

それでは、5分間休憩します。

（午前11時32分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時37分開議）

○議長（湯之原一郎君） 市長、答弁をお願いします。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第72号平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）の1点目のご質疑にお答えいたします。

三叉コミュニティセンター温泉施設整備事業の地方債の増額補正は、駐車場用地の購入に伴う事業費の増額に対応したものであります。

当該事業にかかる起債は、事業完了後の平成27年5月に借入れを行うこととなりますが、金利は0.5%程度になるものと見込んでおります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

総務管理費の主な増額の理由については、任用替えに伴う人件費の異動によるものであります。長期包括運営管理委託に伴いまして、本年10月から始良清掃センターが管理委託されることになり、5名の職員を任用替えにより、ほかの部署へ配属する予定であります。

なお、配属先については、現在検討しているところであるため、当該職員にかかる人件費については、総務管理費で計上したところであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

自治集会施設等整備補助金150万円については、加治木、楠園公民館の新築工事にかかるものであり、始良市自治集会施設等整備補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づく上限額を計上いたしました。

なお、工事費は1,890万円であり、市の補助金のほか、一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業により、助成金1,170万円を活用することとしております。

4点目と5点目のご質疑については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

社会福祉費の増額については、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の窓口開設等に伴い、社会福祉課の職員を3人増員したことによるものであります。

また、児童福祉総務費の減額については、所属職員2人の配置替えによるものであります。

6点目のご質疑については、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

白浜地区の緊急避難場所の規模については、非常において、警察や消防署、消防団などの緊急車両や、住民輸送用車両が待機可能な広さを考えており、現在と同規模の面積を確保したいと考えており

ます。

以上、お答えいたします。

○19番（吉村賢一君）　まとめて質問させていただきます。

議案第72号の5ページ、地方債補正についてなんですけど、三叉コミュニティについて、いわゆる駐車場用地の購入ということになってますが、駐車場用地というのは当初何台分、何m²を予定していたのか。当初と今回、見込み違いでふやす理由はどういう根拠でもってそうなったのか、お示してください。

続きまして、総務管理費の一般管理費、これにつきましては、始良清掃センターの管理委託されることによる5名の職員の任用替えということですが、この場合、例えば清掃センターの予算を見ますと、1,355万4,000円の減額っていうのが出てるわけなんですけど、この金額と見合った形なのかというと、その辺の予算の組み替えはどういうふうになってるのか、お示してください。

続きまして社会福祉総務費、この中で、児童福祉総務費の減額については、所属職員2人の配置替えによるものということですが、これは、どちらに配置替えになるのか。それから、前段のほうで、増員職員、職員を、社会福祉課の職員を3人増員とありますが、これは、どちらの部署から来るのか。給料については、あわせて2,683万6,000円の増額というふうになってるのじゃないかと思います。

それから、白浜地区の避難場所の件ですが、国道との取り合い、いわゆる国道4車線の拡幅といったことで沖出しになると思うんですが、どのくらい沖出しになるのか、例えば20mなのか、30mなのか。それから面積、数字的なものが示されておりません。それと、車は何台ほどとめられる予定か。およそ水深何mまで埋め立てる計画になってるか、わかる範囲でお知らせください。

以上です。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君）　三叉コミュニティセンターの駐車場の件でございますが、現在、もともとここには18台しかとめられない駐車場ございましたので、今回、購入いたしまして、50台ほどとめられるように計画をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君）　聞き取れなかった。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君）　給与関係の質疑をいただいたわけなんですけれども、この関係につきましては、担当課長のほうで答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君）　総務課の松元と申します。お答えいたします。

2点目、4点目、5点目についてのご質疑でございますけれども、まず、任用替え職員の異動前と異動後の予算額の差異でございますが、ここにつきましては、人件費につきましては、社会保険的な部分の共済費がございますが、この共済費が年度で変わる部分がございます。それについて、新年度の共済費の率というのが、新年度に入る段階でしかわかりませんので、それについての調整を9月補正で例年行っておりますが、その差額として配置前の分と配置後では、若干の、金額にして31万4,000円かと思いますが、これが共済費の率の変更分ということで差異が生じているものでございます。

また、あとお尋ねの分の、まず、2名の配置先ですけれども、福祉部内の中での事業増とあわせた4月1日における人事異動による配置替えでございますので、児童福祉課に1名、加治木福祉課に1名ということでございます。

また、3名の子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の3名増につきましては、社会福祉課内に担当を設けて3名配置しておりますが、これも4月1日の人事異動でございますので、それぞれ福祉課、福祉部及び教育委員会等から異動になったものでございます。

以上です。

○建設部長（岩穴口弘行君） 緊急避難場所の規模というご質問ですが、現在、国土交通省の鹿児島国道事務所で設計中ございまして、その概要がまだ私どものほうに参っておりませんので、その水深なり沖出しが幾らになるかっていうふうなものは、まだはっきりしていないところでございます。

○19番（吉村賢一君） 先ほどの三叉コミュニティ、台数、ちょっと聞き取れなかったんですね、18台が何台になるちゅうのは。

それからもう一つ、白浜の、今現在のと同じ規模ということですから、白浜の沖出し、そしたら、今の規模がわかれば、今の面積、台数っていうのが出るかと思いますが、いかがですか。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の既設の広さでございますが、長さが80m、幅が12mの長方形で、面積が960m²あります。現在、検討しておりますのが、緊急避難場所で活動する車両、消防車両は11台、警察車両が2台、住民移送用の車両が1台、それ以上の駐車場のスペースを確保したいと考えております。

以上でございます。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） 先ほどの答弁の中で、聞きづらかったということでございますけれども、最終的に50台を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、吉村議員の質疑を終わります。

吉村議員と重複している質疑者が堂森議員です。重複している項目について、質疑ありませんか。

○5番（堂森忠夫君） 議案72号で質問をします、1点だけ。2点ですね。

駐車場用地、これの面積が示されてません、面積です。それと、補償費が60万、31万、29万ですか、見てありますけど、これの内容です。説明をお願いします。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） 面積につきましては、（発言する者あり）失礼しました。

○5番（堂森忠夫君） 議案72号よ、議案72号ですね、これ。コミュニティ、三叉コミュニティの、三叉コミュニティの駐車場の。

○議長（湯之原一郎君） 三叉コミュニティセンターの駐車場の面積。

○5番（堂森忠夫君） 72号やった。土地購入費の面積。これね、質問に出してるよ。もう一回言いましょうか。

○議長（湯之原一郎君） 堂森議員、ただいまの重複は、吉村議員の白浜地区のところは重複してる。

○5番（堂森忠夫君） 三叉コミュニティは。

○議長（湯之原一郎君） 三叉コミュニティは、その後の。

○5番（堂森忠夫君） あ、これ、いいんやった。ごめん、これでいいんやった。（笑声）すいません、これでいい。

○議長（湯之原一郎君） いいですね、これで。これで、堂森議員の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩します。昼からの会を1時からとします。

（午前11時50分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分開議）

○議長（湯之原一郎君） 質疑を続けます。

次に、14番、堀広子議員の質疑を許します。

○14番（堀 広子君） 議案72号の一般会計補正予算についてお尋ねいたします。

36ページのところですが、農地中間管理機構業務委託事業343万1,000円と、機構集積協力金交付事業1,540万円の事業内容についてお伺いいたします。

次に、37ページの三叉コミュニティセンター温泉施設等整備事業土地購入費の469万円の場所と面積、そして、購入後の利用計画はどのようになるのかお伺いいたします。

次に、48ページ、地域防災計画策定事業といたしまして、津波浸水ハザードマップ作成委託料が574万円計上されております。ハザードマップは、3・11大震災の教訓をどのように考慮しているのか、また、ハザードマップの今後の有効活用をどのように考えているのかお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第72号平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）の1点目のご質疑については、田口議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

農地中間管理機構業務委託事業は、鹿児島県地域振興公社と市が連携しながら、地域や農家等に対

する制度の周知や出し手、受け手の掘り起し、相談窓口、機構集積協力金の交付などの事務を行うものであります。

機構集積協力金交付事業は、農地の出し手に対する支援として、地域や個人に地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金を交付するものであります。

地域集積協力金は、一定地域内の農地を農地中間機構へ預けた場合、機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付するものであり、10 a 当たりの平均単価 2 万 8,000 円に貸付面積 3,000 a を乗じた 840 万円を見込んでおります。

経営転換協力金は、経営転換や離農により、機構へ 10 年以上農地を貸し付け、機構から受け手に貸し付けられた場合に、貸付面積に応じて交付するものであり、平均単価 50 万円に 10 人分を乗じた 500 万円を見込んでおります。

耕作者集積協力金は、みずからが耕作している農地を機構へ 10 年以上貸し付け、機構から受け手に対し貸し付けられた場合に、10 a 当たり 2 万円を交付するものであり、1,000 a を上した 200 万円を見込んでおります。

2 点目のご質疑については、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

土地購入の場所と面積については、三叉コミュニティセンターに隣接する県道沿いの土地約 120 m²と、北側に隣接する土地 467 m²の 2 筆であり、施設のリニューアルに伴う利用者の増加に対応するための駐車場用地を確保するものであります。

また、補償費については、県道沿いの土地に植栽しているツバキやサカキなどの立ち木補償として 31 万円、ブロック塀の補償として 29 万円を計上しております。

3 点目のご質疑について、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

一番目のご質疑についてお答えいたします。

今回は、2 種類のハザードマップを作成する計画であります。1 つ目は、東日本大震災を教訓として、昨年度鹿児島県が策定しました地震等災害被害予測調査を参考に、桜島火山海底噴火に伴う津波の浸水想定域を調査し、爆発による地盤沈下等も考慮することとしております。

2 つ目は災害対策基本法第 2 節の規程に基づき、指定緊急避難場所等の調査・選定を市内全域で行うこととしております。

2 番目のご質疑についてお答えいたします。

作成後のハザードマップは、市内全戸に配付し、家庭や各施設等で防災に役立てていただくほか、防災講話等でも活用し、津波被害などの周知を図ってまいります。

以上、答えといたします。

○14 番（堀 広子君） 農地中間管理機構業務委託の件で、まず最初に再質問いたします。

これは、新しい制度ではないかと思うところがございますが、ちょっと内容を調べてみますと、大変難しい制度のようでございます。この農家への周知がまずは問題になってくるかと思うんですが、この周知はどのようになさっていくおつもりなのか。

それから、同じように、これまで担い手への農地集積・集約をする事業といたしまして、農業農村整備事業があるかと思いますが、この機構との関係はどうなるのかお尋ねいたします。

それから、中間管理機構が担い手に配分するには、農地をまず集積しなければならないわけですが、この集積をする事業、集積をする人は誰がするのか。まず、それをお尋ねいたします。

それから、ハザードマップの件でございますが、3月11日の大震災の教訓をどう考慮したかっていう質問ですが、浸水想定範囲の箇所想定が、東日本大震災で問題になったかと思えます。その要因といたしまして、発生頻度が低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、それから、発生頻度が高く、津波は低いものの大きな被害をもたらす津波とか、この2つのレベルの津波を想定して、今回の東日本大震災を教訓としてハザードマップがつくられているというふうにお聞きしております。

この点については、ここにる述べてありますけれども、こういう中にこの点についても考慮されているのかどうか。

それから、マップの有効活用の件ですが、防災講話等で活用していくということでございました。市のホームページ等には載せないのかどうか。

それから、この防災講話での件ですが、これは、誰を対象に年に何回ぐらいこの講和が開かれるのか。そしてまた、マップに記載されている内容を住民が正しく理解するために、住民説明会を十分な時間をかけて行うことが大事だと私は思うところでございますが、そういう意味では、ご答弁では、市民全戸に配付しと書いてあります。そういった住民への配付するだけではなくて、地図の重要性や内容については、各地区の危険性や表示の誤差範囲、対処方法などを直接説明し、身近な情報地図として住民と行政が共有をしていく、こういう努力が今後、必要になってくるんじゃないかと思うところであります。そういう意味では、将来の都市づくりや地域づくり計画にマップを、基礎の資料として活用したり、また、都市計画における用途規制を見直す際に、基礎資料として活用するとか、この件はこれまでのいろんな活用に、これまでのこと、災害等に教訓として活用されているかもしれませんが、そこら辺がどうなのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

まず、制度の周知はどなたがするのかといったようなことでございましたけれども、この中間管理事業は、農地中間管理機構、いわゆる県の地域振興公社が受けてるわけでございますが、ここが事業主体でありまして、既に機構におきましてはホームページに掲載され、制度の説明や農地の貸し手、借り手の農地組法などについても周知をしているところでもございます。

市におきまして、この農地中間管理機構、いわゆる県の地域振興公社等からの委託事業といたしまして、相談窓口になることや、それから出し手の掘り起し、借り受け希望者との交渉などを行うことになりまして、そのようなことから、市でもホームページ等やいろいろな形で周知をしていきたいと思っております。

この事業は、機構と一緒に周知を行うことになっております。それから集落説明会等におきましても、機構も一緒に推進を行うことにしております。

それから、もう一点、農村整備事業ということについてですが、これは、耕地サイドの事業でございます。恐らく米丸地区のパイプライン化のことではないかと思えますが、この事業とはまた別のものがございます。

それから、集積はどのようにするのか、誰がするのかといったようなことでございましたけれども、この農地集積の実務は、農地中間管理機構が行うことになっております。

以上でございます。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

先ほどご質問がありました3・11の教訓を生かしてどのようなハザードマップを作成するのかと、これに関しましては、平成24年度から2か年で鹿児島県のほうが、地震等の災害予測調査を実施しておりまして、この中でも、今回、南海トラフの巨大地震、そういうのも想定したやつの浸水域を示しておりますので、これらのデータをもとに浸水域を策定していきたいと考えております。

それと、作成したデータですが、これは、一般の市民にも配布はいたしますが、市のホームページにも掲載する予定でございます。

それと、防災講話なんですけど、これに関しては大体年に12回ほど実施されております。対象におきましては、自治会や事業所等でございます。

それと、策定したハザードマップ、やはり議員の仰せのとおり、住民との共有、そういうことで、今後、住民説明会の件についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 管理機構の件でお尋ねいたしますが、農地を集積する仕事というのは、管理機構が指示をする中で、何といても地元の方々が動かなければ集積はできないと思うんです。そういう意味では、地元のどういう方々が中心になってこの事業をされるのかということをお尋ねいたします。

それから、この協力金の交付事業の件ですけれども、本年度、2015年度、それから2016、17年度、この3年間にいわゆる基本単価の何倍、2倍とか、1.5倍とか、あるいは4倍とか、こういう特別の単価で交付するというふうになっているようでございます。ですから、この期間を定めて、農地を集積するということになるわけですが、この短期間で農地の集約をする理由は何なのかどうか。大変難しい事業だけに、この短期間でどうなのかという懸念をするところですが、その理由ってというのは何なのかをお尋ねいたします。

それから、農地の集積の件ですが、ここ、この一つ一つの協力金のところを見ますと、ご答弁でもありましたように、貸し付けられた場合、いわゆる機構から受け手に貸し付けられた場合に、この協力金が支給されるという条件が、交付条件が定められております。だから、大変難しいなと思うところなんですけど、例えば、特別単価で機構に農地を短期間、3年間ですよね、集めようとしていますが、そうすると、多くの農地を持つてる人、多くの農地を出す農家、たくさんの農地を貸しますよという貸し手になった場合に、機構に農地を出したが、出したんだけど、受け手がいないというようなことがあって、協力金がもらえないというような事態が出てくる可能性がないのかどうか、そこはどのようになりますでしょうか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） 集積のほうはどのようにするのかということですが、先ほど中間管理機構がこの実務を行うということですが、その下に、市町村のほうでも農地利用配分計画案というものをつくることになっておりまして、これにつきましては、私どもと農業委員会の方々と協力しながら、その集積案というものを作成したいと思っております。

それから、貸し付けられなかった場合ということですが、一応、3年間は機構が預かるということになっておりまして、それ以上貸し付け、見つけれない場合には、また本人のところに戻る

というような形になります。貸し付けられるようにということで、市といたしましても努力をしていきたいと、このように思っております。

それから、なぜそうするのかといったようなことでございますけれども、国においてはこの農業農村所得倍増目標10か年戦略というのを掲げておりますけれども、10年後に担い手が利用する農地面積を全農地の8割に拡大することや、40代以下の農業従事者を倍増させることなどを目標にして、担い手に農用地の集約化を図ることを目的とした農地中間管理事業の推進に関する法律が施行させ、本年度からその農地中間管理事業がスタートされたところでございますけれども、確かに協力が地域に集積機能、地域集積協力金と、それから耕作者集積協力金では、平成26年、27年と、また28年、29年と、それとまた30年と、協力金の額が変わっております。このことは、やはり国が農地集積の加速化、それから、水田のフル活用、それから、農業の高付加価値化など、地域農業の再生を図ることは、喫緊の課題であると、このように考えているから、このような型になったのではないかなと、このように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、堀議員の質疑を終わります。

堀議員と重複している質疑者が、田口議員、堂森議員です。重複している項目について、質疑はありませんか。

○5番（堂森忠夫君） 先ほどの質疑がちょっと早まったようで、取り消していただき、新たに質疑したいと思います。

三叉コミュニティの立ち木の補償費ですが、31万円となっておりますけれども、これの立ち木の本数です。それと、29万円のほう、ブロックの高さと長さは幾らになったんでしょうか。

以上です。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） 立ち木の補償の中身でございますけれども、サカキが、立木補償ということでサカキが3本、それから、ハマシタカキ1本ですか、それからユキヤナギ2本、ツバキが20本、それからオオデマリ、これが1本、ツツジ1本、フヨウ1本、このような形で立木補償として計上、31万円計上いたしております。

それから、工作物の補償ということで、ブロック塀が10段が約12.9m、それからブロック塀の9段が80cm、それから3段が1.2m、これを合わせて29万円程度計上したところでございます。

以上でございます。

○5番（堂森忠夫君） 今、数字が出たわけですが、その金額は、業務に見積もりをしていただいて数字を出したんでしょうか。それとも、何かこういった基準があるんでしょうか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） これにつきましては、用地課のほうにお願いしておりますけれども、補償金基準書がございまして、それに基づいて算定しているということでございます。

○5番（堂森忠夫君） 聞き取りにくかったです。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） 用地補償基準書というのがございまして、それに基づいて算出しております。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員はよろしいですか。

これで、堀議員との重複項目の質疑は終わります。
次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第72号、4ページ、借り上げ型市営住宅賃借料、括弧して山田地区定住宅、平成27年度から平成45年度まで、4億5,360万円を詳細に説明してください。
37ページ、今、出てきましたが、機構集積協力金……。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、この37ページは重複質疑で終わっております、堀議員との。

○8番（田口幸一君） 別な観点から2回目、質疑をしたいと思うんですが、だめですか。

○議長（湯之原一郎君） 先ほど重複質疑の、終わっております。

○8番（田口幸一君） わかりました。38ページ、市単独農道及び農業用施設整備事業569万8,000円の場所はどこか、事業内容を説明せよ。

43ページ、急傾斜地崩壊対策事業3,700万円は、場所はどこか、事業内容を説明してください。
57ページ、現年土木施設災害復旧事業813万円はどこか、事業内容を説明してください。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第72号平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）の1点目のご質疑にお答えいたします。

借り上げ型市営住宅賃借料（山田地区定住促進住宅）の債務負担行為の限度額4億5,360万円については、1戸当たり月額7万円とし、住戸数は30戸、平成27年度から45年度までの18年間で算出したものであります。

3点目のご質疑については、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

市単独農道及び農業用施設整備事業569万8,000円は、農業用施設等整備委託料418万8,000円と、用地測量業務委託及び測量・分筆等委託料151万1,000円を計上したものであります。

農業用施設等整備については、第1に、加音ホール南側の振興海岸第2水門潮遊池の排水対策のための土砂除去、第2に、加音ホール西側の竹之内板金工場近くの用排水路ののり面補修、第3に、船津地区の県道十三谷重富線とサハン池を結ぶ農道の補修整備、第4に、白男薄原地区の大山神社近くの農道補修整備、これら4か所にかかる業務委託であります。

用地測量業務及び測量・分筆等業務については、寺師地区の農道敷地への譲渡に伴う分筆測量、平松地区の里道境界復元に伴う測量、加治木町城山地区の農道敷分筆所有権移転に伴う抵当権抹消、こ

れら3地区の業務委託であります。

4点目と5点目のご質疑については、関連がありますので、一括してお答えいたします。また、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業については、県単急傾斜地崩壊対策事業により、鍋倉地区と蒲生町西浦の火ノ宇都地区の2か所を計画しております。内容については、本年6月末の梅雨前線豪雨による落石、崩土によるもので、鍋倉地区は延長30m、火ノ宇都地区は延長7mの規模で、工事請負費3,200万円、測量設計委託料500万円の計上であります。

また、現年、土木施設災害復旧事業については、本年6月末の梅雨前線豪雨により被災した上名地区の市道池平～琴ヶ谷線延長14mと、加治木町西別府地区の市道永原・市野線延長8mの復旧事業であり、工事請負費713万円と測量設計委託料100万円の計上であります。

以上、お答えいたします。

○8番（田口幸一君） 議案72号の4ページです。借り上げ型市営住宅、この答弁の中に、1戸当たり月額7万円とありますが、これは、山田小学校の児童、山田中学校の生徒をふやすために、若い方々を入居してもらおうという提案要旨があったと思うんですが、月額7万円というのは、私は高いと思う、若い方々が入るといことで。この7万円という算出、付近のそういう市営住宅等と勘案してということですが、この月額7万円という算出基礎、それを説明してください。

それから、38ページ、市単独農道及びって、これ、ずっとありますけど、これは、ほとんどが設計委託料が今補正予算に計上されておりますが、これが10月10日に終わりますね。その前に議決になりますか。工事は、27年度以降に、早くこれを急がなければいけないと思うんですが、工事はこれらの委託料でやった、この補正予算を議決された後、工事はいつ実施するのか。

2回目は、以上でございます。

○建設部長（岩穴口弘行君） 借り上げ型住宅の7万円の限度額のご質問ですが、この限度額7万円といいますのは、認定事業者から市が借り上げる価格の限度額でございます。入居の家賃といいますか、それは、先ほど議員が申されましたように、近隣の住宅等の家賃を考慮して、別途定めるものでございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 市単独農道及び農業用施設整備事業の工事時期につきましては、担当課長のほうで答弁いたします。

○農林水産部耕地課長（増田 明君） 耕地の増田です。よろしく願いいたします。

まず、ご質問がございました設計委託料等でございますが、設計につきましては、耕地課職員のほうで実施いたします。

それと、委託料につきましては、これは、登記関係の分だけが委託と、専門のところに発注いたします。

それと、工事の時期でございますが、稲刈り終了後、おそくとも11月ごろには業務委託ということで発注したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 今、建設部長が答弁していただきましたが、この月額7万円というのは限度額ということですね。これよりも、7万円よりも低く設定されるという場合もあるわけですか。そこを説明してください。今、限度額7万円と言われたと思いますが。

○建設部長（岩穴口弘行君） 限度額でございますので、これが上限価格ということであります。ですので、これに応募する事業者は、これ以下で設計して提案をしていただくというふうになります。以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。
田口議員と重複している質疑者が堂森議員です。重複している項目について、質疑ありませんか。

○5番（堂森忠夫君） 1点だけお尋ねしますが、加治木町西別府地区の市道永原・市野線の延長8m、2つ上げての金額が出てるんですけども、この8mのこっちの分だけで金額はどれぐらいになるのでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 永原・市野線の金額でございますが、283万円で予定しております。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員との重複項目の質疑を終わります。
次に、5番、堂森忠夫議員の質疑を許します。

○5番（堂森忠夫君） 質疑の順番が、抽せんで一番最後ですので、重複した分は省きます。
56ページ、現年耕地災害復旧事業の委託料450万の内容を示せ。
56ページ、現年林道災害復旧事業の委託料200万の内容を示せ。
57ページ、現年土木施設災害復旧事業の工事費713万の工事規模の内容を示せ。
以上です。

○市長（笹山義弘君） 堂森議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第72号平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）の5点目のご質疑にお答えいたします。

現年耕地災害復旧事業委託料450万円については、今後発生のおそれがある台風、集中豪雨、地震等による農業施設等の災害被害に対応するための緊急業務委託にかかるものであります。

なお、当初予算で計上しました500万円の委託料については、先般の台風や集中豪雨により被災した農業用施設等の復旧に対応したところであります。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

現年林道災害復旧事業の委託料200万円については、7月の台風8号の豪雨により、林道などにおいて、国の災害復旧事業に該当しない路肩崩壊7か所、水路崩壊4か所、路面崩壊2か所、のり面崩壊1か所の被害を受けたため、その被災箇所の復旧に要する費用と、今後の台風や豪雨により林道が

被災した場合に対処するため計上いたしました。

最後に質問のありました57ページの件については、重複事項でございます。

以上、お答えいたします。

○5番（堂森忠夫君） まず、500万円の委託料について、中で、昨年、今回の被災した分の農業用施設です。「施設等」と書いてありますけど、これ、何か所分なのか。

それと、農業用施設の被災したどの分野が被災されたのか。施設の構造、それと、場所はどこなのかです。

それと一番、林道ですね、これが、金額は少ないんですが、箇所等は書いてあるんですけども、場所、どこの場所なのか、その辺がわかりませんので、その辺を教えてくださいと思います。

○農林水産部長（安藤政司君） 現年耕地災害の箇所等につきましては、担当課長のほうで答弁いたします。

現年林道災害の箇所でございますが、林道堂園線の流末水路、路肩等の崩壊でございます。それと、林道鍋倉線、これは路肩でございます。林道木場内甌線、これは、舗装路面の崩壊でございます。林道岩剣線、これは、ますの埋没ということでございます。林道岩井川内線、これは、路肩崩壊でございます。次に、作業道大石元線、これは、のり面の崩壊でございます。

以上でございます。

○農林水産部耕地課長（増田 明君） お答えいたします。

耕地災害、当初500万の内容でございます。トータルで23か所の復旧をしております。加治木地区が14か所で336万2,400円でございます。それと、始良地区が6件、70万4,000円でございます。蒲生地区が3か所で47万4,000円でございます。

分野ということでございまして、代表的なものでいきますと、加治木地区は、これは、桑迫につきまして、用水路関係、これは65万円で一番額の大きい分でございます。始良につきましては、鳥越地区の水路地区の復旧でございます。これは、金額としましては30万円でございます。蒲生地区につきましては、木場田地区の水路の復旧でございます。29万3,000円となっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、堂森議員の質疑を終わります。

以上で、日程第15、議案第72号と、日程第16、議案第73号の一括質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これより、議案処理に入ります。議案処理につきましては、さきに配付しました議案処理一覧に沿って処理します。

日程第15、議案第72号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第2号）は、さきに配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第16、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第16、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第73号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。したがって、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第17、議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18、議案第75号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第19、議案第76号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について

日程第20、議案第77号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21、議案第78号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第22、議案第79号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第23、議案第80号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24、議案第81号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25、議案第82号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26、議案第83号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27、議案第84号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28、議案第85号 平成25年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

及び

日程第29、議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定について

までの13案件を一括議題とします。

これらの案件については、9月5日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、4名の議員から質疑の通告がされております。順次発言を許します。

まず、19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） 早速質疑申し上げます。

34ページ、土木費委託金の中で、县市町村権限移譲交付金4万円とあるが、これは、どのような目的で交付され、現実にもどのように運用されているかお知らせください。

51ページ、総務費の一般管理費、行政連絡員52万3,600円とあるが、これは、何人に対する手当なのか。旧3町での配分は、どんな数になっているか。54ページに、行政連絡事務委託料4,309万7,664円との関連はどういうふうになるのかお知らせください。

62ページ、交通安全対策費、道路反射鏡設置委託料1,099万6,680円の反射鏡単価は幾らか。800Sと800Wはどう違うか。

74ページ、税務総務費、資産評価システム研究センター負担金9万円は、具体的にどのような成果が上がったのか。

76ページ、賦課徴収費、雑草除去委託料8万3,000円はどこを対象としたのか。

76ページ、賦課徴収費、地方税電子化協議会eLTAAX負担金107万2,955円は、どのような効果が成果として得られたのか。

88ページ、高齢者福祉費、老人福祉施設入所措置事業費1億2,435万5,175円は、毎年増額となっているのか。低所得者利用者扶助1,627万553円は、どういった形で使われているのか。

90ページ、国民健康保険費、保険基盤安定支出金繰出金3億365万6,305円は、一般財源からの持ち出しと思われるが、そういうことで解釈してよろしいか。別途、財政安定化支援事業繰出金2億2,835万3,000円があり、この激変緩和分は26年度までの3年間の暫定措置としてある。27年度以降は、国保の料金の大幅な見直しはあるということなのか。

98ページ、児童福祉施設費、延長保育促進事業13保育所5,221万6,000円と、放課後児童健全育成事業、15の児童クラブ4,583万8,000円の助成配分の仕方を問う。

120ページ、労働諸費、希少動物の保護と良好な自然環境保全拠点整備事業620万4,681円の内訳金額を示せ。これがクロツラヘラサギに限られた理由を示せ。

140ページ、商工振興費、夏祭り補助金1,012万2,000円の内訳はどうなっているか。

142ページ、観光費、都市再生整備計画事業（蒲生地区）、事後評価フォローアップ業務委託料の46万2,000円の詳しい内容を示せ。

20ページ、教育使用料、図書館施設使用料1万2,000円、スターランドAIRA敷地使用料4,500円と少額の使用料が収入としてあるが、これはどのような使用料になっているか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、教育関係につきましては、教育委員会がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての2点目のご質疑にお答えいたします。

県においては、平成17年7月に権限移譲プログラムを策定し、住民に身近な事務は可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましいとの基本的な考え方のもと、市町村への権限移譲を進めており、権限移譲交付金は県から移譲を受けた事務について当該市町村に対し交付されるものがあります。

土木費委託金については、国土交通省所管の国有財産のうち準用河川の用に供されたものの登記の嘱託とこれにかかる境界の決定等の2件の事務に対するものであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

行政連絡員の報酬については、始良地区の行政連絡員辞令交付式と校区代表者会議時の出会報酬であり、延べ119人分の手当であります。

なお、加治木地区、蒲生地区については、それぞれ加治木総合支所費及び蒲生総合支所費から支出しております。

また、行政連絡事務委託料については、始良地区116人の行政連絡員としての業務委託に対する支出であります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

道路反射鏡の単価であります。800シングルが7万6,410円であり、800ダブルが14万3,250円となっております。また800シングルは、反射鏡の鏡面の数が1枚であり、800ダブルは鏡面の数が2枚となっております。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

資産評価システム研究センターは、固定資産の評価方法等に関する調査研究及び研修事業を行っている一般財団法人で、全ての地方公共団体が会員になっております。会員であることにより固定資産税の評価の基準となる資産評価の適正かつ均衡の確保のための情報提供や、税務に関する研修を受けることにより固定資産評価の事務の向上につながっております。

6点目のご質疑にお答えいたします。

平成25年度は、差し押さえ物件の動産1件、不動産5件について公売を実施いたしました。雑草除去委託料ほかの支出内訳は、不動産公売用立て看板設置5か所、雑草除去2か所であります。雑草除去2か所については、建物が附属した物件で雑草が生い茂っていたため、公売物件の価値を上げるために実施したところであります。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

地方税電子化協議会は、地方税にかかる電子化の推進と全ての地方公共団体が共同で開発運用を行っているeLTAXの安定的な運営を目的とする協議会であります。eLTAXの活用により給与支払い報告書の提出や法人市民税の申告など、またはeLTAX申告分の課税資料も含めて、従来の紙申告分より迅速にデータ送信されることから、課税事務の効率化につながっております。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

老人福祉施設入所措置費については、市内の南天園を含めた7つの養護老人ホームへの入所措置者に対する事務費及び生活費等を入所施設に支払うものであり、入所者の死亡や退所、または新規の入所により費用が増減することから、必ずしも毎年増額することにはならないと考えております。

低所得者利用者扶助は、配食サービス事業と低所得者利用者負担対策事業に使われております。配食サービス事業については、在宅において食事の提供が必要な低所得高齢者の1食当たりの利用者負担額と基準額との差額を実績に応じて毎月サービス提供事業者を支払っております。

また、低所得者利用者負担対策事業については、利用者負担の軽減を行う旨を市に申し出ている社会福祉法人等が提供している介護保険サービスを利用している対象者が、1年間に利用した金額のうち対象となる金額を当該社会福祉法人等に支払っております。

9点目のご質疑についてお答えいたします。

国民健康保険費の繰出金のうち保険基盤安定繰出金については、保険税の負担能力が低い低所得者にかかる保険税軽減分に対し、国、県からの負担分に市の負担分を加え、国民健康保険特別会計事業勘定へ繰り出したものであります。

なお、市負担分については地方財政措置が講じられております。また、財政安定化支援事業繰出金は低所得者負担能力補填分、病床過剰分及び60歳代の高齢被保険者を一定割合抱える保険者に対する支援措置として地方財政措置が講じられている繰出金と、平成24年度の国保税率の改定にあたり被保険者の急激な負担増を緩和する措置が必要であったことから、地方財政措置がない、いわゆる法定外繰出金として毎年1億1,000円万円を繰出すこととした合計額を国民健康保険特別会計事業勘定へ繰出したものであります。

法定外繰入れの措置については、平成26年度までの措置であり、27年度以降については25年度の決算確定後にこれまでの医療費の動向と今後の見込みを推計しながら、国保税率の今後の動向を含め検討することとしております。

10点目のご質疑についてお答えいたします。

延長保育促進事業の助成については、県の保育対策等促進事業費補助金交付要綱に準じ、基本額と延長時間により定められた加算額の合計額を助成しております。助成額は1保育所に対して133万5,000円から575万8,000円の範囲であります。

放課後児童健全育成事業の助成については、国の放課後児童健全育成事業等実施要綱に準じ、年間平均利用児童数による基本額と開設日数、開設時間による加算額の合計額であります。助成額は1児童クラブに対して、198万5,000円から607万6,000円の範囲であります。

11点目のご質疑についてお答えいたします。

希少生物の保護と良好な自然環境保全拠点整備事業については、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した事業で、雇用就業機会の創出提供及び人材育成を目的としたものであり、主に人件費と諸経費が占めている事業であります。

人件費の内訳としましては、事業従事者4人のうち新規雇用者2人の314万3,379円、既存者2人の115万2,000円で、合計は429万5,379円となっております。

また、諸経費については、希少生物の調査及び普及活動経費47万7,854円、エコツアーの実施に要する経費36万1,571円、保全のための情報集積と保全計画に要する経費106万9,877円で、合計は190万9,302円となっております。

この事業は錦江湾に生息する希少生物について周知、認識を高めるため実施されるものであり、レッドデータブックに掲載されている世界的に希少な渡り鳥のクロツラヘラサギやツクシガモなどの希少生物の環境にスポットを当て、情報収集と普及啓発を行ったものであり、クロツラヘラサギに限定したものではありません。

12点目のご質疑についてお答えいたします。

夏祭り補助金については、始良市商工会の発足に伴い前年度と同額を一括して交付したものであります。

なお、商工会の平成26年度通常総会の資料によりますと、加治木夏祭りに355万7,000円、あいら夏祭りに506万9,000円、蒲生郷夏祭りに149万6,000円となっております。

13点目のご質疑についてお答えいたします。

合併前の平成20年度に、旧蒲生町において当時のまちづくり交付金事業の実施に伴って策定した都

市再生整備計画に基づき24年度までの5年間で蒲生観光交流センターの建設や住吉池公園キャンプ場の整備などを実施いたしました。平成24年度に事業最終年度の3月末時点を見込んだ中間の自己評価を行っておりますが、25年度は3月末時点の実績に基づき自己評価を確定する必要があったことから、住民満足度調査等の業務を委託したものであります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑にお答えいたします。

図書館施設使用料及びスターランドA I R A敷地使用料ともに電柱敷地料であります。中央図書館には九州電力の電柱が5本、N T T西日本の電柱が1本、加治木図書館には九州電力の電柱が2本、スターランドA I R Aには九州電力の電柱が3本あります。これらについては始良市行政財産使用料条例に基づき1本につき年間1,500円を徴したところであります。

以上、お答えといたします。

○19番（吉村賢一君） 2回目の質問を順次させていただきます。

まず、51ページ、総務費の一般管理費行政連絡員の件ですが、これは出会報酬であり延べ119人分の手当でありますとありますが、これは1回当たりが5,000円程度なのかなと思いますが、これではろしいのか。

それと116人の行政連絡員と119人というのが少しずれがありますが、これは出欠の関係だと思っておりますが、この辺お示してください。

それから、62ページ、交通安全対策費。反射鏡のほうは、また後でもいいんですが、600S、600Wあるいは1000Wというのも単価がございまして、その辺をまた教えていただければと思います。

次に74ページ、税務総務費。この土地評価資産評価システム研究センター、具体的な研修とかあるいは資料が来たとか、そういった具体的事例があるのか、その辺はちょっとわからないのでもう一度説明してください。

それから74ページ、e L T A Xのほうですが、これは実績の数というものは出てくるものかどうか、実際これだけ負担金出して何らかの形の効果があったのか、数字的にわかればお示してください。

それから高齢者福祉費、これについては7つの養護老人ホームへ対処してるとのことなんですが、市になってからの今までのこの歳出の傾向というのはどうなのか、ふえているのか、減っているのか。それと人数も含めまして、総体的な傾向としてどういうふうなぐあいなのか、お知らせください。

それから98ページ、児童福祉施設費のほうで、助成額が延長保育促進、それから放課後児童健全育成事業、それぞれ13の保育所と15の児童クラブに出てますが、これは対象人数としては何人になっているのか、それから延長については何時間程度の延長が多いのか。例えば3時間なのか5時間なのかとか、およそどのぐらい延長が多いというのがわかればお知らせください。

あと、労働諸費の希少動物の件なんですが、これは対象になった地域の範囲、それから対象になった項目数というのはおおよそ幾らぐらいだったのか。つまり対象になったのは動物、植物まで含めているのか。ここの場合はクロツラヘラサギとツクシガモですから鳥類になっているんですが、そのほかの例えば爬虫類とかあるいは植生生物、そういったものも入っているのか。それから地理的な範囲としては始良市全域を対象としているのか。それともう一つ、環境基本計画との整合というようなのは図ってやっておられるのか。

続きまして、140ページ、商工振興費、これにつきましては夏祭りにといいことですが、夏祭りというのはいろいろ行事があります、人を呼んだりあるいはセレモニーやってるわけですが、その大きな柱としては花火大会があるかと思うんです。花火の場合は、加治木が4,500発、始良が3,000発、蒲生が2,000発というよな状況になってますが、こいうった花火の数にもある程度連動した補助はあってもいいかなと思うんですが、これは商工会が判断してこうなったのだとすれば市のほうでお答えは要りませんが、わかれば教えてください。

それから観光費、都市再生整備計画事業、これについて住民満足度調査等の業務を委託したということになりますが、この満足度は結果としてはこいういった結果が出たのかお知らせください。

以上です。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

行政連絡員の報酬でございますが、行政連絡員116名いらっしやいまして、辞令交付式に111人、欠席者がいらっしやいまして111人の出席、それと校区代表者会8名、延べ119人ということでございます。

報酬額については4,400円でございます。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

道路反射鏡の単価でございますが、600Sが6万4,418円、600Wが11万3,000円、1000のSが9万9,558円、1000のWが18万2,000円でございます。

以上でございます。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 税務関係のほうで2点ほど質問いただきました。

担当課長のほうに答弁させます。

○総務部税務課長（平田 満君） 税務課の平田でございます。ご質問にお答えいたします。

まず、資産評価システム研究センターの事業概要でございますが、内容でございますけれども。資産評価システム研究センターでは4つの事業がございまして、調査研究事業、それから研修事業、情報収集提供事業、それから評価の均衡化・適正化推進事業というよな事業がありますが、本市に対する効果という中では、調査研究事業によりますその成果内容は、評価を行う事務の際に評価実務マニュアルというよな形で調査研究の成果が簿冊になって示されますので、それを使って適正な評価に使っていると。

それから、固定資産の係の窓口にも置いてありますが、固定資産の税のしおりといったものも毎年資産評価システム研究センターから発行されておりますので、それによって納税者の理解を深めるというよな意味で使っておるところでございます。

それから次に、e L T A Xの関係でございますが、25年度でそのシステムの導入を委託して8月から実施できるようになったわけでございますけれども。

それ以後実績はということでございますが、項目ごとに申し上げますと、いわゆる給与支払報告書、これは事業所等からの報告があるわけですが、これをいわゆる電子情報で受け取った割合が約18%、それから法人市民税の申告について約27%、それからe L T A X、いわゆるこれは確定申告のほうで

ございますが、これは38%、それから固定資産の関係になりますけれども償却資産の申告書、これが約21%、e L T A Xを使って電子情報で受け取りができたということでございます。

以上でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 8点目の老人福祉施設入所措置費についてでございます。

費用につきましては、ここ数年ほぼ横ばいで推移している状況でございます。入所者数につきましても、平成26年3月31日現在56人でございますが、同様の推移をしているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（脇田満穂君） 10点目の延長保育の関係で答弁申し上げます。

利用人数ということでございました。13施設、延べ1年間で2万5,586人になります。利用時間につきましては18時、すなわち6時以降の時間帯からが延長ということになりまして、大体1時間前後というふうに伺っております。

以上でございます。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 11点目のご質問についてお答えいたします。

まず対象地域と対象項目でございますが、対象地域については3地区、加治木地区の須崎調整池、それから別府川下流域、それから松原東調整池域の3地区を調査しております。

それから対象項目については、それはここに生息する生物ですが、鳥類、魚類、底生動物、植物、それからこのほか昆虫や貝類、甲殻類等も入っております。調査の結果、77科、160種が確認されております。

それから、環境基本計画との絡みでございます。環境基本計画の中にも施策の転換の中で、基本施策の4番、希少野生生物の保全という項目で、クロツラヘラサギの飛来数とか、それから希少種の生息生物、生育状況のモニタリングの推進という形で取り組んでおります。

以上でございます。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

12点目の夏祭りの件でございましたが、花火の打ち上げの数によって云々ということでございましたが、夏祭りにつきましては、それぞれ商工会の中でといたしますか、実行委員会を組織されて物事をお決めになっておられますので、それに対して例年と同額の補助金を交付したわけでございますので、内容につきましては控えさせていただきたいと思っております。

それから、満足度調査でございますけれども、この事業対象地区としました上久徳、それから迫、下久徳の一部の市民200人を無作為に抽出をいたしましてアンケート形式によって実施をしておりますけれども、このうち74人の方に回答をしていただきました。回収率37%でございました。

内容はまちづくりに関する意識、それから住環境に対する満足度を中心に7項目の調査内容で行ったわけですが、この7項目を通しまして意識の向上並びに満足度の向上というような数値が得られたところでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで吉村議員の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午後 2 時09分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2 時18分開議）

○議長（湯之原一郎君） 質疑を続けます。

次に、23番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） 今回の質疑は3点ほど提出いたしました。

まず、平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。その中身におきまして決算の総体的なもの、ここに別口がありましたので、こっちのほうから拾い上げて質問させていただきたいと思っております。

提案要旨1ページ、一般会計の決算指数で、経常収支比率が24年度と比較し0.2%悪化して91.1%であると。また、実質公債費比率が同じく0.2%悪化し12.3%であるが、将来の負担比率を軽減するために早期健全化基準をどのような対策で対応するのかお示してください。

2点目は、同じく提案要旨2ページの中に出てきます今後予想される社会保障費の伸びに対応する財政健全化策をお示してください。

次に、同じく資料的には決算状況資料の3ページ、決算収支の歳出において構成比の38.2%の民生費106億6,336万1,000円のうち生活保護費の占める割合を示せ。また生活保護受給者の内訳について具体的にお示してください。

以上、3点です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目と2点目のご質疑については、関連がありますので一括してお答えいたします。

経常収支比率及び実質公債費比率の悪化に共通した要因は、地方税、地方譲与税、普通交付税を中心とする経常一般財源の伸び悩みと扶助費、公債費などの経常経費の増大であり、特に社会保障制度の一環として児童、高齢者、障がい者などに対して支給する扶助費の急激な増加が最大の要因であります。

今後においても、普通交付税における合併算定替えの特例措置が終了し、平成27年度から低減することや扶助費のさらなる増加が見込まれることから、経常収支比率及び実質公債比率の悪化が予想されます。このため地方税の徴収強化や使用料、手数料を初めとする受益者負担の見直しなどによる経常的収入の確保及び事務事業の見直しによる人件費、物件費等の削減、公債費負担適正化による公債費の軽減など経常的経費の抑制につとめて収支の均衡を保ち社会保障費の伸びや地域社会の行政事情に対応し得る財政基盤の確立に努めてまいります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

民生費106億6,336万1,000円のうち生活保護費については19億1,717万2,000円で、その割合は約18%であります。

なお、本年3月末現在における生活保護受給者世帯数は696世帯、1,032人であります。また生活保護費のうち生活保護扶助の内訳としましては医療扶助が9億9,401万7,000円、生活扶助が4億6,137万4,000円、住宅扶助が1億3,143万2,000円、介護扶助が2,561万4,000円、教育扶助が1,401万円、生業扶助が864万8,000円、葬祭扶助が156万1,000円、出産扶助が93万8,000円であります。

以上、お答えといたします。

○23番（湯川逸郎君） 2問目の質疑に入りたいと思います。

議案の74号におきましては、一番後ろのほうにあります、特に社会保障制度の一環として児童、高齢者、障がい者などに支給する扶助費の急激な増加が最大の要因でありますということですが、この最大の要因であります原因というのはどういうものかということ、ここではお聞きしたいと思います。

そして、次に、今後におきましてということですが、ここの中で今までは普通交付税において合併算定替えが特例措置としてございましたが、今後平成27年度からは低減することになりますので、そのために財政的に扶助費の交付税的なものがなくなるということになります。そうした場合には、実質収支比率及び実質公債費比率に相当な悪化が出てきますが、どのような程度までここが出てくるのかをお示してください。

次に、民生費のほうでございしますが、3点目の。民生費の106億6,336万1,000円のうち生活保護費の中で、この中で私がお聞きしたいのは、生活保護受給者が696世帯、そして1,032人ありますよと。じゃ、その中におきまして、これは建設住宅課ですかね。住宅扶助費が1億3,143万2,000円ということになります。これで何世帯がここに居住されていらっしゃるのか、全体的には何名か。

そして、医療扶助でございしますが9億9,401万7,000円示されておりますが、医療扶助の内容的にはどのような扶助が一番多いのか、そのあたりをお聞かせください。

そして、最後のほうに入りますが、生業扶助というのがございします。これも珍しいことではございしますが、減多に聞くことはできませんので、この生業扶助を何名の方が何件で、内容的にはどういうものかということをお示しをお願いしたいと思います。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

まず、最初のほうですね。児童、高齢者、障がい者などに対して支給する扶助費の急激な増加の最大要因ということなんですけれども、本市においても人口のほうにつきましては微増ではございます。ただ、内容的にはやはり少子高齢化が進んでるというのは否めないところでございます。そういったものが一つの要因。

また、国の施策等についても、この扶助関係については、どんどん政策のほう広がってます。また、市長のマニフェストも含めて、こういった形の中では扶助費。今回の決算を見ても扶助費の占める割合、相対決算のほうから見ると24.5%を占めております。義務的経費が55%を占めてる中で、やはりこの扶助費というのはその中でも一番大きいのかなというふうに理解してるところです。

ただ、前6月議会の中でもいろいろ扶助費関係についてはお答えしたところもあったんですけど

も、ただ市民生活にとっては、この扶助というのは一番大事なものだという形で市民生活の基盤だという形の認識を持っております。

そういう中では、この扶助費の関係については、それを削減とかそういったものはできないと。当然そういうことからして、今回の答弁の中でもございますように、地方税の徴収許可とか使用料の手数料の受益者負担を初めとする受益者負担の見直しとか、そういった関係の中の財源確保に努めていくんだということでお答えしているところでございます。

また、実質公債費比率とか、それから実質収支比率等の関係でございますけれども、今後の形の中ではやはり実施計画に基づいて予算編成を行うわけなんですけれども、公債費の関係についても普通建設の関係、平成26年度につきましては始良市になってはじめて300を超えるような予算規模ですけれども、こういったものについても、今後以降どういった形であるかということの枠を決めながら、普通建設、当然起債の現在高、そういったものを含めながら調整していくという方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（脇田満穂君） 扶助費の中の生活保護費の中で、まず医療費につきましてご説明申し上げます。

9億9,400何がしの分につきましては、延べ人数で1万1,126人でございます。どのようなものということですが、生活保護者の場合はけがとか病気とかあと高齢の方が多くなっておりますので、コルセットなどの補装具等も含んだ費用でございます。

それから、住宅扶助につきましては延べ人数で8,694人、これにつきましては自宅をお持ちでない方、アパート等におられます。上限が決まっておりますが、そのような中で家賃代の経費を支出しております。

それから、最後に生業扶助というご質問がございました。生業扶助につきましては、高校の就学費とかあと就職の支度金、あと自立のための技術を多めにつけるための費用、そのような費用を支出いたしております。延べ人数で439人でございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 丁寧に関後財政的な面は苦しくなることをご説明いただきました。経常収支比率及び実質公債比率の悪化というのが、これも大きな要因となって事業にのしかかってくると思いますが、これからも十分このあたりを換算された中でしていかれたらと思っております。

そして、最後になりますが、先ほどご説明がありました低所得者の階層の中で住宅扶助費、これが8,949人だったですかね。聞き流したと思っておりますが、その程度の人たちがこの住宅扶助を活用されていらっしゃるわけですが、じゃ、民間の住宅扶助、そして市営住宅の扶助、そういう形で、市のためには生活保護費というのを支出している以上、住宅扶助の中で公営住宅、市営住宅、そういうものに入居者が何人ぐらいいらっしゃるのかお示してください。

○福祉部長（脇田満穂君） 住宅扶助の人数でございますけれども、先ほど延べ人数で8,694人でございます。これは延べ人数でございまして、1年間全てを通しての人数でございます。

ただいまご質問がありましたのは、公営住宅と申しますか市の住宅と、あと民間の住宅への人数の

割合でございました。それにつきましては、申しわけございませんが数値を持ち合わせておりません。ただ、生活保護になり得た方に全て公営住宅にと、公営住宅も現在あきが少ない状態でございますので、なかなかお勧めするというにはなっておりません。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで湯川議員の質疑を終わります。

次に、14番、堀広子議員の質疑を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてお伺いいたします。

平成25年度の市税が約1億4,257万円増となっております。税目別に増減の理由を伺います。

2つ目に、市営住宅の家賃滞納についての滞納件数と金額は幾らになったかお伺いいたします。それから家賃を滞納した場合、入居者にかわって保証人が納入する義務がございます。入居時の保証人が免除される例と対象者は何人いたか伺います。

3番目に、農業振興を図るための取り組みといたしまして市長への建議があります。建議の内容と要望が、施策や予算にどのように反映されたかお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、3点目のご質疑につきましては、農業委員会がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑にお答えいたします。

平成25年度の市税収入額は前年度を上回っており、徴収率については現年度、過年度分ともに各税目において前年度を上回りました。その主な理由としましては、各税目に共通する要因として平成25年度から収納管理課職員を4人増員し、滞納処分等を強化したことに伴い滞納整理が大幅に進捗したことが考えられます。

税務区別の増減理由については、個人市民税では滞納繰越し分の伸びが著しく、前年度比24.8%、4,968万2,000円の増額となりました。その理由としましては、悪質かつ高額の滞納者について地方税法第48条の規定により市県民税の徴収権を当該年度のみ県に移管する契約を締結いたしました。県民税徴収対策事業として県へ無償で徴収権を移管した市町村は県下でははじめてのことであり、県と市の共同による成果であると考えております。

法人住民税の前年度比697万1,000円の増額は、申告法人数の増加などによる均等割額の増額が主な理由であります。

固定資産税については、前年度比3,313万6,000円の増額となりましたが、これは新築・増築家屋や償却資産の増加分と徴収率の1.4%の増加が主な理由であります。

軽自動車税については、前年度比625万6,000円の増額となりましたが、これは四輪乗用の軽自動車の登録台数の伸びが主な理由であります。

都市計画税については、前年度比2万8,000円の減額となりましたが、これは土地の課税標準額の

減少等により調定額の減額分と徴収率の1.5%上昇による増額分が拮抗し、結果的に前年度並みとなったものであります。

市たばこ税については、前年度比112.9%、5,123万5,000円の増額となりましたが、これは平成25年4月から税率が約13.9%引き上げられたことによるものであります。

入湯税については、前年度比で20万6,000円の微減となりましたが、これは温泉利用者数の減少によるものであります。

市税全体では調定額が前年度比0.3%増の69億191万8,000円で、徴収率は1.6%増の93.3%でありました。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

平成25年度の滞納件数及び金額は、571件の125人で910万2,600円であります。平成24年度以前の滞納繰越し分は2,794件の114人で4,302万7,784円であり、現年度、過年度合計金額は3,365件で5,213万384円となっております。

2番目のご質疑についてお答えいたします。

始良市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の入居時に連帯保証人の連署を必要としないこととしたこれまでの例としましては、阪神・淡路大震災、東日本大震災や火災等の災害により緊急を要する場合などがありましたが、現在対象者はありません。

なお、住宅使用料の滞納にかかる徴収については、連帯保証人に対しても納入催告を行い、また入居者への納入催告を依頼し滞納整理に努めているところであります。

○農業委員会会長（小麥田眞一君） 議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての3点目のご質疑にお答えいたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、市長に対して農業施策について建議することができるものと規定されております。

平成25年度においては特に市長への建議は行っておりませんが、農業振興を図るために実施する事業に要する予算の計上が施策の実現につながっていくものと考えております。

以上、お答えといたします。

○14番（堀 広子君） 再質問いたします。

まず最初に、個人市民税の件ですが、初めての取り組みと受けとめます。当該年度のみのものでありますが、これを県に生かして契約を締結した、その結果徴収率が上がったということですが、この県民税徴収対策事業の内容と取り組みについて詳しくご説明ください。

それから、次の住宅のところですが、住宅条例に基づいて連帯保証人の必要としない例が、るる述べられたところですがけれども、そのほかに、この条例の中に市長が特別の事情があると認めた場合とか、そういったことはないのかどうか。

それから、家賃滞納者を減らす取り組みといたしまして、家賃減免制度というのがあるかと思いますが、公営住宅法では病気などで収入が著しく低額な人や特別な事情がある人について家賃の減免ができるとしております。

また、家賃、敷金の徴収を猶予することができるとなっておりますが、これに対する対象者はどのぐらいいたかお伺いいたします。

次に、農業委員会のほうです。ご答弁で25年度は建議は行わなかったということですが、これまではどうだったのかもお尋ねいたします。

また、農業委員会の業務の件ですが、農業委員会法第6条に規定されております大きく3つの業務に区分されているかと思いますが、この3つの業務をお知らせください。その1つが、この建議にあたるかと思いますが、この農業委員会法第6条第3項の建議の内容がどのようになっているのかもお尋ねいたします。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 県民税の徴収対策事業の事業内容ということで指摘をいただきました。担当課長のほうに答弁させます。

○総務部収納管理課長（湯脇信一君） 収納管理課の湯脇でございます。ただいま県との共同による徴収の取り組みについてというご質問についてお答えいたします。

平成25年度、地方税法第48条に基づきまして、過年度市県民税について県と共同で徴収に取り組んでまいりました。

この条文につきましては、道府県民税の滞納があった場合において、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告にかかる滞納者の全部または一部について1年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、徴収金及びこれを徴収し、国税徴収法の規定に基づき滞納処分をすることができるということがございまして、県も県民税の収納が悪いということで協議を進めてまいりました。

そういうことで県ではじめて取り組んだわけですが、非常に高い約4,000万円ほどの増収が結果が出ました。現在この取り組みが県でもいいということで、川内市のほうに今移管をしているところでございます。

それと、市県民税の割合でございしますが、県民税が全体の39.77%が県民税でございします。

以上であります。

○建設部長（岩穴口弘行君） 市営住宅の入居に関することにつきましては、担当課長が答弁いたします。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） 建築住宅課の梶木です。お答えいたします。

まず、市長が判断する特別な事情といたしましては、先ほど申しました災害などを含んで事故等によってどうしても連帯保証人を探す時間もなく、早く入居さしてあげないといけないとか、そういう場合のことをさしておるわけでございます。

今現在そういう方は入居はされておりません。過去は先ほど申しましたように、阪神・淡路大震災のときと東北大震災のときに合わせて、記憶の中で申しますと3件ほどあったと記憶しております。

それから、減免の件でございしますが、言われるように病気、事故、会社の倒産とか、それから会社をやめなければいけなくなったというときには減免をすることができるようになっております。それから、そういう徴収の猶予ができるようになっておりますが、現在はこれも記憶の中になりますけど、1件か2件、減免をされている方がおられると記憶しているところでございます。

以上であります。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

3点ほどご質問をいただきましたが、まず建議につきましてですけれども、これまでどうだったかということですが、始良市に合併いたしましたから、これまで建議ということは行っておりません。

次に、農業委員会の行う業務についてお尋ねですけれども、農業委員会が行う業務といたしましては、大きく分けて3つの業務がございます。

まず1つ目には、農業委員会法第6条第1項に規定される、いわゆる農地法などによる許認可事務のいわゆる法令業務がございます。

それと、2つ目には、同法第2項に各種の情報提供などの農業委員会が権限として処理する事務ではない、いわゆる任意の業務でございます。

それと3つ目の業務につきましては、同法第3項に農業委員会が行うことができる事務について規定されておりまして、地域内の農業及び農業者に関する事項について意見の公表ができること。それと、ほかの行政庁に対して建議ができること。それとあと、ほかの行政庁の諮問に対して、その内容に応じて答申ができるという3つの事務がございます。

それと、建議についてですが、一般的には農業委員会がいわゆる地域の農家を代表するという立場でございますので、市長に対して農業施策全般にかかることについて提案ですとか、要望ができるということでございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 住宅の件ですが、市長が特別な事情というのは条例の中にはないということでしたが、1996年の当時建設省の時みたいですね。それからまた2002年、またその後もいろいろ通達が来ているかと思いますが、公営住宅管理標準条例案について通達を出しておられるようでございます。

その中を見てもみますと、本人に家賃の支払いについて誠意と能力があると認めたとき。それから、入居者の努力にもかかわらず保証人が見つからないとき。さらに、その後の通達では、生活保護の被保護者の保証人について必ずしも必要としないことができるかといった通達が届いているかと思えますので、ご説明では条例にも載っていないということを確認できましたので、今後こういった通達があることをさらに検討されることを求めておきます。

次に、農業委員会の建議の件でございますが、農業振興を図る年に1回の農業者を代表しての大事な業務であると私は認識するところであります。これまでもまた、これからもですけれども、地域におきましては農業者が少なくなっていく、またあるいは広域の農協の合併、またTPPへの対応など、こういったもとの農業者の要求を政策に掲げて行政に反映させていく、これは本当に大事な、重要になってくると思います。

また、最近の農業者新聞ですかね、全国農業新聞に最近盛んにこの農業委員会の建議の件が私が質疑をした後に載ってるんですよ。何でこんなによく載るのかなと思って目を通して見ましたところ、少しご紹介いたします。愛知県の豊橋市の建議の活動が紹介されておりました。これは2回ほど載っておりました。ここは40年間毎年建議を行っている、その成果も報告されておりましたが、その建議の要望がどのように反映されたかという、その成果の説明を受けた上で次回の建議につなげてい

てるということの活動が報告されておりましたので、これは一応ご紹介とさせていただきます。
以上です。

○議長（湯之原一郎君） 答弁要りませんね。

○14番（堀 広子君） いいです。

○議長（湯之原一郎君） これで堀議員の質疑を終わります。
次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第74号、3ページ、市税収入未済額4億7,416万1,566円は、平成24年度に比較して9,579万1,333円減少しており、これは当局が徴収に努力されたと考え評価いたします。しかし、依然として収入未済額が多いです、4億7,400万ですから。原因はどこにあるとお考えか、どのように分析をされるか。

議案第86号、提案要旨の4ページ、テロを想定した危機管理対策とありますが、工事ではどこに出てくるのか。

5ページ、3 営業外利益、4 引当金戻入益2,831万4,010円の内容を説明してください。

6ページ、6 特別損失、1 過年度損益修正損308万3,743円の内容を説明してください。

9ページ、2 流動資産、1 現金預金16億7,971万1,952円は、金額が大きいですね。どのように管理しておられるのか。26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、借入資本金の中で、平成25年度に高金利借換債は発生しなかったのか。

1回目は以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてのご質疑にお答えいたします。

政府の東日本大震災の復興支援対策を含めた景気浮揚策により、一部に景気回復の兆しが見られるものの、地域経済の全般的な復調には至っておらず、法人の経営悪化やリストラにより個人所得の改善は見込めず、税収を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

税負担、受益者負担等の公平・公正を図る上からも滞納は許されず、差し押さえ等の滞納処分の強化を図っておりますが、低収入や資産を持たない担税能力の低い納税者が多いことなども一つの要因として考えられます。

本市も財政的には厳しい状況であり、自主財源の確保は最重要課題であると認識しており、今後も滞納処分を強化するとともに納税者の理解と協力を得られるよう努力してまいります。

次に、議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定についての1点目のご質疑にお答えいたします。

始良市水道事業が行った平成25年度における災害時等における危機管理対策のうち、テロを想定した対策としましては、工事請負費としては支出しておりませんが、委託料の中で水道事業部本庁舎及

び船津浄水場への赤外線センサー等の設置による機械警備業務委託を実施し、前年度に設置した船津浄水場防犯カメラとあわせて監視体制強化のシステムを構築したところであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

引当金戻入益については、合併前に旧町がそれぞれ積み立ててきた退職給与引当金を今後引き当てる見込みがないことから、平成25年度において取り崩し、営業外収益に計上したところであります。

なお、内訳については、旧始良町の戻入益が1,607万5,568円、旧加治木町は343万7,367円、旧蒲生町は880万1,075円であります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

特別損失の過年度損益修正損は平成25年度までの未収金のうち水道利用者の無届け退去などで不納欠損処分を行った水道料金と督促手数料など及び過年度に住宅建築予定者から給水申請を受け調定していた給水負担金のうち、工事の取り消しなどにより減額しなければならなくなったもの、また年度をまたいで判明した宅地内の漏水等により前年度の水道料金を減免したものなど、過年度分の調定を減ずるに至った額を計上しております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

平成25年度末の現金預金のうち現金は16億7,945万5,917円で、このうち定期預金として12億円を預け入れ、通常取引分を普通預金で対応しております。また現金は25万6,035円で、窓口収納分として毎日20万円程度を管理しておりますが、勤務時間外には金庫に置いて保管しております。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

水道事業会計においては、平成22年度から23年度にかけて国の臨時特例措置として高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置が講じられ、繰り上げ償還を行いました。その後は国からの通知もなく繰り上げ償還や低金利債の借りかえなどは行っておりません。

しかし、今後水道事業会計が持つ債権の中で、条件に見合う繰り上げ償還などが公表された場合、積極的に活用したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○8番（田口幸一君） それでは、議案第74号について2回目の質疑を行います。3点ほどあります。ゆっくり申し上げます。

始良市内、鹿児島県内、県外の徴収体制はどのようになっていますか。

2つ目、徴収に要するそういう県外とか県内でもいいと思うんですが、東京、大阪等にも滞納された方々の分を徴収に行かれると思うんですが、徴収に要する旅費と徴収実績はどのようになっていますか。

3点目、平成25年度決算締め切り後、これは毎年5月31日が出納閉鎖になっていると考えますが。繰り返します、平成25年度決算締め切り後、現在まで幾ら徴収できたか。今この決算書に出ているのは、平成25年度末の数字が出ていると思うんですが。

それから、議案第86号、続けます。5点ほどありますが、現在までテロは発生していないという答弁でございますが、これはテロは発生しなかったからいいことだと思うんですね。

今後また、私も今は水道事業部ですけど、水道課のほうに通算7年勤務させていただきました。それで市道森船津線から原水が出てくるもとの、あそここうして、すぐ投げ入れようと思えば投げ入れられたわけです。しかし、それをテロを防ぐために装置をされたということですね。

今までテロは発生しなかったということですが、今後、テロが起こらないとも、どのような人がおるかわかりませんので、今後の対策を問います。

それから、2つ目、過年度損益修正損は、これは水道料金とか、いろいろ答弁に書いてありますが、水道料金だけなのか、行方不明者とか死亡等の方々のほどのようなになっているのか。

それから、5年たったら不納欠損というのがあると思うんですよ、水道料金も、工事負担金とか、これは一般会計において、税のほうでもそのような取り扱いがなされていると思うんですが、これらのものは不納欠損にはならないのか、ならなかったのか。

それから、4番目、現金預金が16億幾ら、非常に大きな金額が預金してあります。その利息はどうなっているのか、利息はどのように処理されているのか。立派な決算書案ができ上がっていますが、この決算書のどこに出てくるのか、利息の部分ですね。

それから、5番目、今後、企業債はどのように推移していくのか。29ページの平成25年度末の企業債35億6,608万8,986円の返済、今後の見通しはどのようなになるのか。

それに、今、答弁の中で、副市長が答弁された32ページのちょうど4行目、委託料の中でというのがありますが、この委託料はどこに計上してあるのか。決算だから計上してあると私は考えるんですが、これも決算書のどこにどのように計上してあるのか。

それから、答弁書の33ページですけど、退職給与引当金、これは今後引き当てる見込みがないという答えでございます。だとしたら、これは水道事業部では退職給与引当金というのはもう計上しないと。しかし、約20名の職員の方々がおられるわけですが、これは水道事業部のほうでは計上しないということですが、これは間違っているかもわかりませんが、総務部給与係から市町村退職手当組合に納入するのか、これは間違っているかもわかりませんが。

それから、答弁書の34ページ、現金預金が12億円あるということですけど、私がお尋ねしたいのは、答弁書に書いていないから、副市長が言われなかったからお尋ねをいたします。どこの金融機関に幾らずつ預金・貯金がしてあるのか、例えばJAバンク、鹿児島銀行、郵便局等であります。

それから、34ページの下から6行目の一番左のほうに、繰上げ償還を行いましたというふうに書いてあります。繰上げ償還をした金額は幾らですか。

○市長（笹山義弘君） 決算後の数字などが求められていますが、これはどうすればいいんですか。徴収率とか、これは決算とは関係ないような気がするんです。

○8番（田口幸一君） 答えられるだけ答えてくださいよ。

○議長（湯之原一郎君） 3問目の現在までの徴収というのは26年度に入りますので、これは答えられないと思いますので、答えられる部分だけ答弁してください。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） それでは、2点ほど質疑をいただきましたので、担当課長のほうで答弁させます。

○総務部収納管理課長（湯脇信一君） 収納管理課の湯脇でございます。1点目の本市、県、ほかの徴収体制はどうかということの質問に対しましてお答えいたします。

本市では、現在、税務課と分離をいたしまして、徴収部門につきまして収納管理課が担当いたしております。課長以下合計11名で実施をいたしております。県につきましても、いろいろ各地域振興局を中心にした形で、各市町を所管をされているようでございます。ほかにつきましても、いろいろな形態がございまして、本市においてもそういう先進的な取り組みについて、日夜、勉強しているところでございます。

2点目の徴収に要する県外徴収の実績、旅費ということについての質問でございますが、平成25年度、県外徴収を実施をいたしました。関東方面に3班掛ける2名、九州管内2名掛ける2班ということで、件数につきまして164件、徴収をしてまいりました。徴収額は合計で660万4,202円でございます。それに要した経費は、旅費等でございますが、62万360円でございます。

それと、平成25年度決算以降の現在までということで、参考までに申し上げたいと思います。

平成26年度8月31日現在の滞納繰越分でございます。調定額4億7,285万9,000円に対しまして収入済み額5,055万4,169円、収入率10.7%でございます。

以上でございます。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

現在、テロが発生しているということの関係でございますけれども、そのとおり市道森船津線から、市道のほうから近いということで、今後、あり得るのかということでございますけれども、——大きな声で答えます。

今現在、水道施設の沈澱池とかろ過地等がオープンになっているということもありまして、それにつきましてはテロ、薬物とか異物混入を防ぐために、覆蓋施設を今調査、実施設計をしているところでございまして、今後、オープンにならないようにしていきたいというふうにしております。

それから、過年度修正損でございますが、死亡、あるいは行方不明の方をどうされるのかということでございますが、給水条例の中で5年間を経過しましたらば債権を放棄するということでしておりますので、そのような処理をしていきたいかなと思っております。

それから、現金預金の利息でございますが、決算書の19ページの中ほどに営業外収益としまして、預金利息104万2,093円計上いたしております。

それから、起債残高が35億6,000万ほどあるということでございますが、今後、償還につきましては、起債残高は今後減ってまいります。平成50年度ぐらいになりますと約28億円の元金、その後、横ばいということでございます。今後、建設改良を当然行っていくわけでございますけれども、毎年度1億5,000万程度の起債はしていけないといけないのかなというふうに思っております。

それから、テロ対策に対する委託料はどこに書いてあるかということでございましたが、決算書の21ページの総掛かり費の中の委託料4,200万ほどありますが、その中に入っております。

それから、退職給与引当金につきましてですが、これにつきましては、例えば鹿児島県内で水道事業をされているところで、独自に退職金を出しているところが鹿児島市だけでありまして、ほかのところは全て一般会計から退職金を出しておりますので、これのほうも今まで任意積み立てではありましたが、各町幾らか積んでおりました。それについては取り崩して、建設改良等に利用させていただこうというふうに考えております。

それから、預金16云々の金融機関ごとの額をとということでございましたが、定期預金が12億円、これはあいら農協でございます。それから、普通預金があいら農協で4億7,875万5,917円でございます。

それから、残りが6金融機関がありますが、全て10万円でございます。金融機関を言います。鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、興業信用組合、ゆうちょ銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、九州ろうきんでございます。

それから、繰上げ償還をした年度と額ということでございましたが、平成22年度に元金が1億6,896万2,244円しております。それから、平成23年度に5,085万3,290円、合計いたしまして2億1,981万5,534円の繰上げ償還をいたしております。

以上です。

○8番（田口幸一君） 議長、1つ、32ページの委託料はどこに計上してあるか、これが1つ漏れておりますけど。

○議長（湯之原一郎君） それは答弁しました。（「総掛かり」と呼ぶ者あり）

○8番（田口幸一君） 今、テロについては、テロに計画、今後、起こらないとも、現在設計中ということですが、これは非常に市民に飲料水を学校とかいろんなところに、各家庭に大事な水道事業だと思うんです。ですから、テロ対策、立派な設計をしていただいて、そして今後、そのような対策をしっかり立てていただきたいと思います。これは、最高責任者であられる市長のほうにもお願いして、質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

以上で、日程第17、議案第74号から日程第29、議案第86号までの一括質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） ここで、しばらく休憩します。そのまましばらくお待ちください。
(午後3時18分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
(午後3時20分開議)

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっております13件の議案については、委員会条例第6条及び第8条の規定によって、ただいま配付しました決算審査特別委員会委員名簿のとおり、議長及び議会選出監査委員の鈴木議員を除く22名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております13件の議案については、配付しました22名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

(午後3時21分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
（午後 3 時 21 分開議）

○議長（湯之原一郎君） ここで報告します。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に神村次郎議員、副委員長に東馬場弘議員が選任されたという報告を受けましたので、お知らせします。

○議長（湯之原一郎君）

日程第30、請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

日程第31、陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書

日程第32、陳情第9号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな判定を求める意見書に関する陳情書

及び

日程第33、陳情第10号 始良市立大山小学校廃校に関する陳情書
までの4案件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） これらの請願及び陳情は、さきに配付しました請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（湯之原一郎君） 日程第34、発議第8号 議会改革推進特別委員会設置に関する決議を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第8号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。東馬場弘議員、登壇ください。

○15番（東馬場 弘君） 登 壇

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。東馬場議員、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから発議第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号 議会改革推進特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

（午後3時23分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時23分開議）

○議長（湯之原一郎君） ただいま設置されました議会改革推進特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。

議会改革推進特別委員会の委員長に上村親議員、副委員長に小山田邦弘議員に決定したとの報告を受けました。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は10月1日午前10時から開きます。

（午後3時24分散会）